

資料 3-1 公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等(26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準は、適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川
(1) 河 川 (湖沼を除く。)
ア

項 目 類 型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ以上	—

(備 考)

- 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中酸素性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
(備考) 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)		

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ以上	—
(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下
(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及びⅢの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	-
備考 水産1級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。						

- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種工業用水 水生生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁の強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 水生生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下

資料3-3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

水 域	該当類型	達成期間	備 考	
燧灘北西部海域	燧灘北西部	A	イ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
燧灘東部海域	伊予三島港	C	□	平成14年3月29日 環境庁告示第33号
	三島・川之江地先海域(1)			
	三島・川之江地先海域(2)			
	三島・川之江地先海域(3)			
	三島・川之江地先海域(4)	B	□	
	燧灘東部	A	□	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
新居浜海域	新居浜港航路泊地	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	新居浜海域甲	C	□	
	沢津漁港	B	イ	
	新居浜海域乙	B	□	
	新居浜海域丙	A	□	
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	□	
	西条海域甲	B	□	
	西条海域丙	A	□	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	東予海域甲	B	□	
	東予海域乙	B	□	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	□	
伊予灘	三津内港(甲)	C	□	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	三津内港(乙)	B	イ	
	吉田浜船溜り(甲)	C	□	
	吉田浜船溜り(乙)	B	□	
	和気港	B	□	
	松山外港	B	□	
	松前港	B	□	
	伊予灘(一般)	A	イ	
宇和海	八幡浜港	B	□	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	宇和島港	B	□	
	宇和海(一般)	A	イ	

水 域	該当類型	達成期間	備 考	
重信川水系	石手川(甲)	C	□	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	石手川(乙)	AA	イ	
	重信川(甲)	A	□	
	重信川(乙)	AA	イ	
肱川水系	肱川水域(甲)	A	□	昭和50年5月23日 愛媛県告示第511号
	肱川水域(乙)	AA	イ	
	鹿野川湖	B	イ	
加茂川水系	加茂川水域	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川水系	中山川水域(甲)	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	中山川水域(乙)	A	イ	
渡川水系	広見川水域(甲)	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	広見川水域(乙)	A	イ	
	三間川水域	A	イ	
銅山川水系	銅山川水域	AA	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	柳瀬ダム貯水池	A	イ	
	新宮ダム貯水池	A	イ	
仁淀川水系	仁淀川(甲)	AA	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	仁淀川(乙)	A	イ	
	面河ダム	A	イ	
蒼社川水系	蒼社川(甲)	AA	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号
	蒼社川(乙)	A	イ	
岩松川水系	岩松川	AA	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号

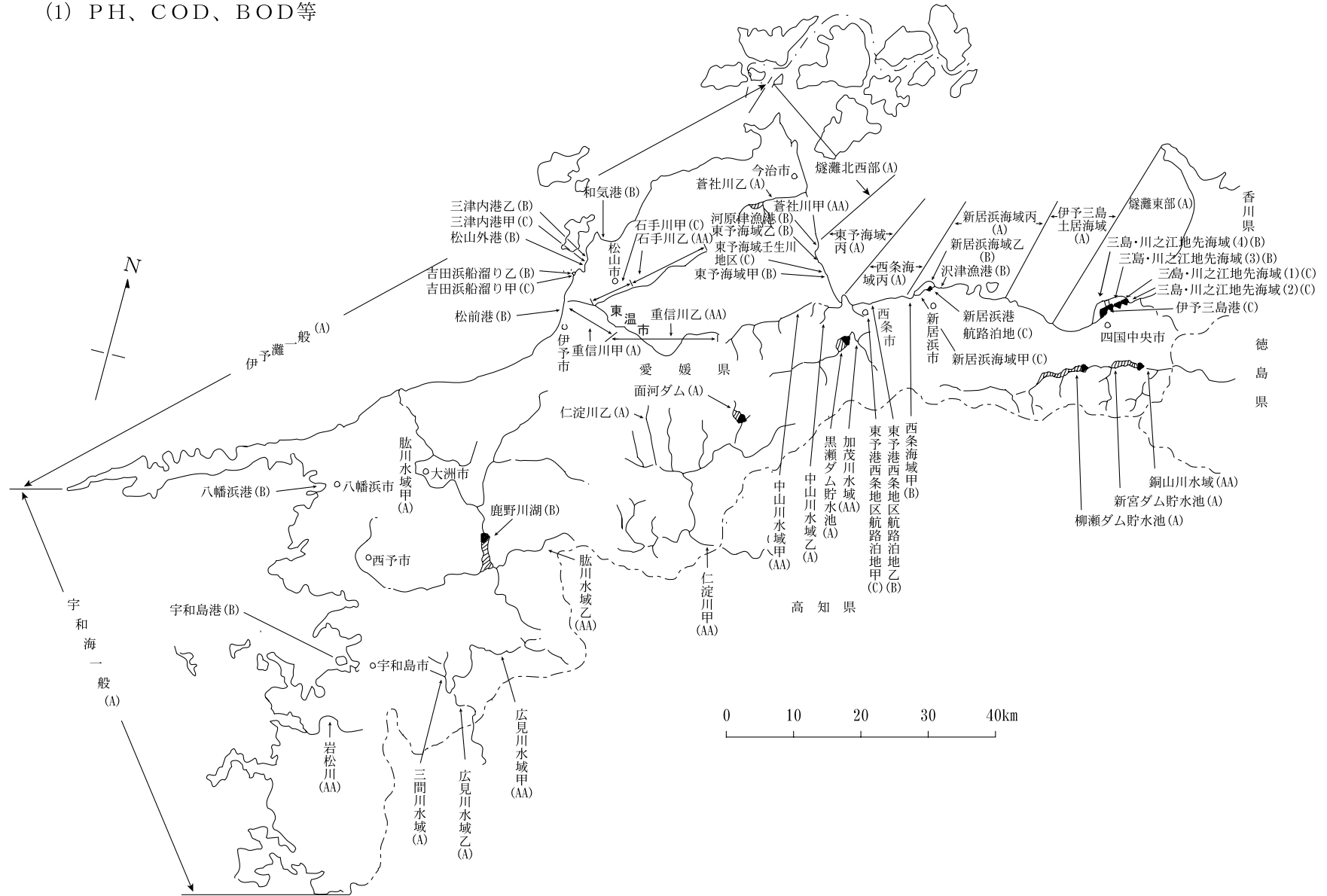
注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「□」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

(2) 全窒素、全燐

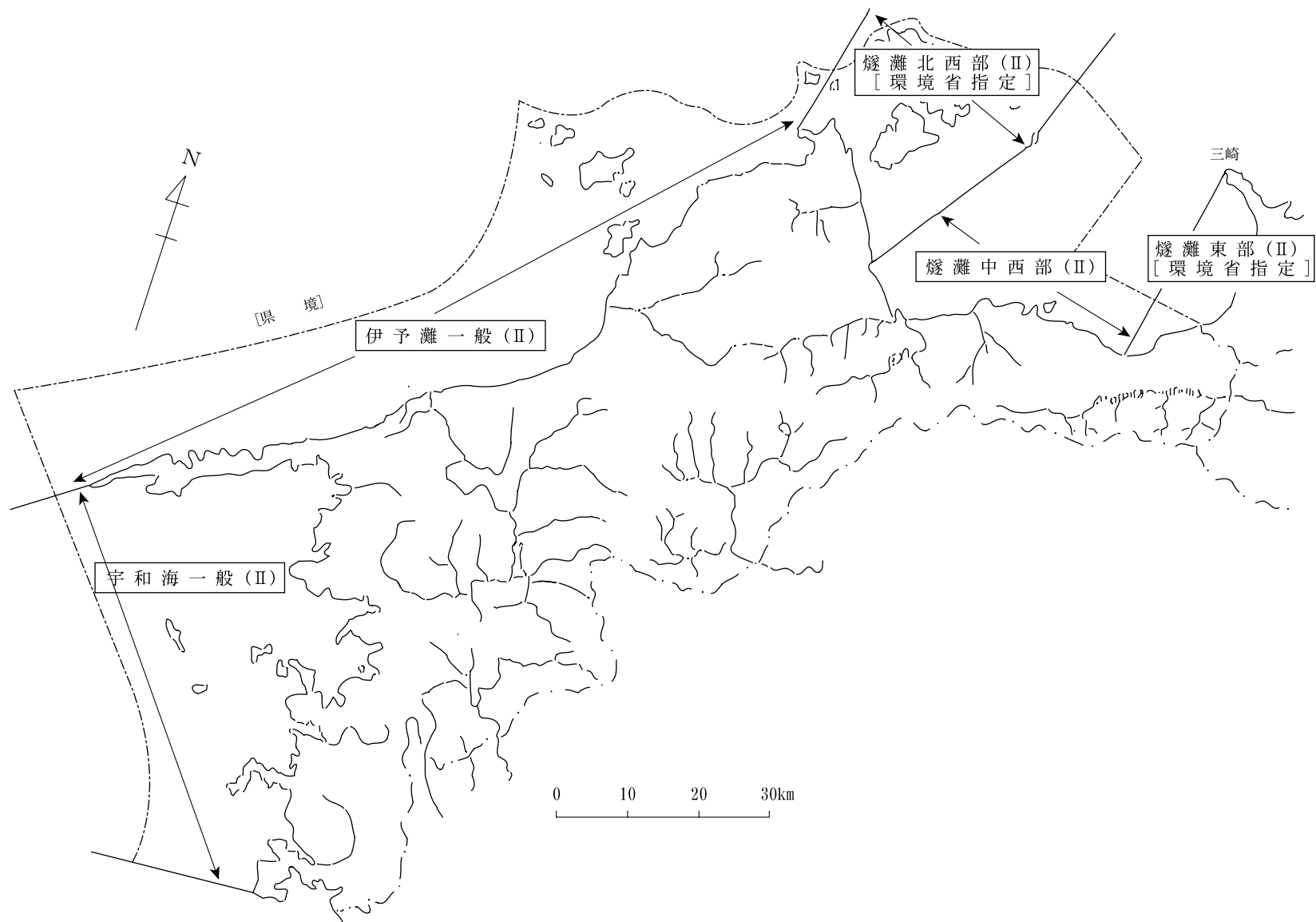
水 域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘東部	Ⅱ	直ちに達成	平成15年3月27日 環境省告示第35号
燧灘北西部	Ⅱ	直ちに達成	
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号
伊予灘一般	Ⅱ	直ちに達成	
宇和海一般	Ⅱ	直ちに達成	

資料3-4 水質環境基準類型指定図

(1) PH、COD、BOD等



(2) 全窒素、全燐



資料 3-5 地下水の環境基準 (26項目)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素 ^ひ	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表 健康項目(26項目)

ア 河川及び湖沼 1

(単位: mg/l)

水域名	地点名	地点番号	カドミウム			全シアン			鉛			六価クロム			砒素			総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
重信川(乙)	揮志大橋	4-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/5	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	肱川橋	5-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/6	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	天神橋	5-4	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/6	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	肱川水域ST-15	5-52	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
肱川水域(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	<0.002	<0.002	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/6	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
加茂川水域	加茂川水域ST-7	7-52	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/6	0.005	0.005	0/2	<0.0005	/	/	
加茂川水域	加茂川水域ST-8	7-53	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
中山川水域(甲)	落合	8-52	0/4	<0.001	<0.001	/	/	0/4	<0.005	<0.005	/	/	/	0/4	<0.005	<0.005	0/4	<0.0005	/	/	
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
広見川水域(甲)	鏡川橋	10-51	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
広見川水域(甲)	藤川橋	10-53	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
広見川水域(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
三間川水域	泉橋	12-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
銅山川水域	富郷橋	13-2	0/1	<0.001	<0.001	/	/	0/1	<0.005	<0.005	/	/	/	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	/	/	
銅山川水域	寺尾	13-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
銅山川水域	上小川	13-54	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
銅山川水域	富郷ダム	13-56	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	
仁淀川(甲)	仕出	14-4	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
蒼社川(乙)	落合	17-52	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
岩松川水域	三島	18-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
岩松川水域	岩松橋	18-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
砥部川水域	砥部川水域ST-1	201-1	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/4	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
砥部川水域	砥部川水域ST-2	201-2	0/2	<0.001	<0.001	/	/	0/2	<0.005	<0.005	/	/	/	0/4	0.010	0.007	0/2	<0.0005	/	/	
金生川	川之江橋	210-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
国領川	城下橋	212-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	/	/	
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	
鹿野川湖	ダム中央	501-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/2	<0.005	<0.005	0/2	ND	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	
合 計			0/77			0/54		0/77			0/54			0/89			0/88		0/12		

(m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数)

資料3-6 公共用水域水質測定結果

ア 河川及び湖沼 2

(単位: mg/l)

水域名	地点名	地点番号	PCB		ジクロロメタン			四塩化炭素			1,2-ジクロロエタン			1,1-ジクロロエチレン			シス-1,2-ジクロロエチレン		
			m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
重信川(乙)	揮志大橋	4-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	肱川橋	5-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	天神橋	5-4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
肱川水域(甲)	下字和橋	5-5	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
肱川水域(甲)	肱川水域ST-15	5-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
肱川水域(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
加茂川水域	加茂川水域ST-7	7-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川水域ST-8	7-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	落合	8-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
広見川水域(甲)	鏡川橋	10-51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(甲)	藤川橋	10-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
三間川水域	泉橋	12-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
銅山川水域	富郷橋	13-2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
銅山川水域	寺尾	13-51	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
銅山川水域	上小川	13-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
銅山川水域	富郷ダム	13-56	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
仁淀川(甲)	仕出	14-4	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
蒼社川(乙)	落合	17-52	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
岩松川水域	三島	18-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
岩松川水域	岩松橋	18-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水域ST-1	201-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水域ST-2	201-2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
金生川	川之江橋	210-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
国領川	城下橋	212-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
鹿野川湖	ダム中央	501-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
合 計			0/54		0/54			0/54			0/54			0/54			0/54		

資料3-6 公共用水域水質測定結果

ア 河川及び湖沼 4

(単位: mg/ℓ)

水域名	地点名	地番 点号	シマジシ		チオベンカルブ				ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値	m / n	最大値 平均値
石手川(甲)	市坪	1 - 51	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	2.9 2.6	0 / 2	0.56 0.42	0 / 2	0.29 0.22		
石手川(乙)	石手川ダム	2 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 13	1.0 0.85	0 / 2	0.14 0.12	0 / 2	0.06 0.06		
重信川(甲)	川口大橋	3 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.7 1.3	0 / 2	0.33 0.21	1 / 2	1.5 0.79		
重信川(甲)	出合橋	3 - 2	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.8 1.8	0 / 2	0.11 0.10	0 / 2	0.10 0.09		
重信川(甲)	中川原橋	3 - 3	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.8 1.7	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	0.05 0.05		
重信川(乙)	押志大橋	4 - 2	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.1 1.1	0 / 2	0.08 0.08	0 / 2	0.07 0.05		
重信川(乙)	重信橋	4 - 3	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.2 1.2	0 / 2	0.08 0.08	0 / 2	0.05 0.05		
肱川水域(甲)	祇園大橋	5 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.87 0.82	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	0.03 0.03		
肱川水域(甲)	肱川橋	5 - 2	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.85 0.75	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	0.03 0.03		
肱川水域(甲)	天神橋	5 - 4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
肱川水域(甲)	下宇和橋	5 - 5	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.0 0.97	0 / 2	0.14 0.12	0 / 2	0.02 0.02		
肱川水域(甲)	生々橋	5 - 6	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.96 0.86	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	0.04 0.04		
肱川水域(甲)	肱川水域ST-15	5 - 52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
肱川水域(甲)	野村ダムサイト	5 - 62	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.92 0.63	0.63 0.54	0 / 2	< 0.1 0.09	< 0.1 0.09	0 / 2	< 0.1 0.04
加茂川水域	加茂川橋	7 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 36	0.92 0.63	0.63 0.54	0 / 2	< 0.1 0.09	< 0.1 0.09	0 / 2	< 0.1 0.04
加茂川水域	加茂川水域ST-7	7 - 52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川水域ST-8	7 - 53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	0.02 0.02	0.02 0.02
中山川水域(甲)	落合	8 - 52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.2 1.1	1.1 1.1	/	/	/	/	/
広見川水域(甲)	鏡川橋	10 - 51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(甲)	藤川橋	10 - 53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(乙)	高知県境上流	11 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.39 0.23	0.23 0.10	0 / 2	0.10 0.09	0 / 2	< 0.02 < 0.02	< 0.02 < 0.02
三間川水域	泉橋	12 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.48 0.40	0.40 0.11	0 / 2	0.11 0.10	0 / 2	< 0.02 < 0.02	< 0.02 < 0.02
銅山川水域	富郷橋	13 - 2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
銅山川水域	寺尾	13 - 51	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.90 0.72	0.72 0.09	0 / 2	0.09 0.09	0 / 2	0.06 0.04	0.06 0.04
銅山川水域	上小川	13 - 54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
銅山川水域	富郷ダム	13 - 56	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 36	0.46 0.32	0.32 0.08	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	< 0.02 < 0.02	< 0.02 < 0.02
仁淀川(甲)	仕出	14 - 4	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.39 0.35	0.35 0.09	0 / 2	0.09 0.09	0 / 2	< 0.1 < 0.1	< 0.1 < 0.1
蒼社川(乙)	落合	17 - 52	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.79 0.77	0.77 0.30	0 / 2	0.30 0.27	0 / 2	< 0.02 < 0.02	< 0.02 < 0.02
岩松川水域	三島	18 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	0.40 0.38	0.38 /	/	/	/	/	/
岩松川水域	岩松橋	18 - 52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 2	0.22 0.15	0 / 2	0.63 0.33	0.63 0.33	
砥部川水域	砥部川水域ST-1	201 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水域ST-2	201 - 2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
金生川	川之江橋	210 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.7 1.4	1.4 0.08	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	0.03 0.03	0.03 0.03
国領川	城下橋	212 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	1.10 0.80	0.80 0.08	0 / 2	< 0.08 < 0.08	0 / 2	< 0.02 < 0.02	< 0.02 < 0.02
鹿野川湖	ダム堰堤	501 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 41	0.97 0.58	0.58 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	< 0.1 < 0.1
鹿野川湖	ダム中央	501 - 2	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 36	0.90 0.69	0.69 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	< 0.1 < 0.1
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 36	0.43 0.34	0.34 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	0 / 2	< 0.02 < 0.02	< 0.02 < 0.02
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503 - 52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 36	0.42 0.34	/	/	/	/	/
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503 - 54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 12	0.37 0.30	/	/	/	/	/
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504 - 1	0 / 2	< 0.0003 < 0.0003	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 2	< 0.001 < 0.001	0 / 2	< 0.002 < 0.002	0 / 36	0.59 0.48	0.48 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	0 / 2	< 0.1 < 0.1	< 0.1 < 0.1
合 計			0 / 54		0 / 54		0 / 54		0 / 54		0 / 54		0 / 322		0 / 54		1 / 54	

資料3-6 公共用水域水質測定結果

イ 海域 1

(単位: mg/l)

水域名	地点名	地点番号	カドミウム			全シアン		鉛			六価クロム			砒素			総水銀		アルキル水銀	
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	m / n	最大値
新居浜港航路泊地	新居浜海域ST-8	606 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
新居浜海域丙	新居浜海域ST-3	610 - 3	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
東予港西条地区航路泊地甲	西条海域ST-5	611 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
西条海域甲	西条海域ST-1	613 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	/	/	0 / 2	< 0.005	< 0.005	/	/	/	0 / 2	< 0.005	< 0.005	/	/	/	/
東予港壬生川地区	東予海域ST-4	616 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
三津内港(乙)	松山海域ST-6	622 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
吉田浜船溜り(甲)	松山海域ST-9	623 - 1	0 / 12	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 12	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 12	< 0.0005	/	/
吉田浜船溜り(乙)	松山海域ST-10	624 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 12	< 0.0005	/	/
和気港	松山海域ST-2	625 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
松山外港	松山海域ST-8	626 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 12	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘(一般)	波方・大西・菊間海域ST-4	628 - 4	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	北条海域ST-2	628 - 8	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-1	628 - 10	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-7	628 - 13	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-11	628 - 14	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 6	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-13	628 - 16	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	松前海域ST-2	628 - 18	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	長浜海域ST-2	628 - 24	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-15	628 - 51	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 12	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/	/	/	/
八幡浜港	八幡浜・保内海域ST-5	629 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和島港	宇和島海域ST-2	630 - 2	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和海(一般)	吉田海域ST-2	631 - 19	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和海(一般)	内海御荘海域ST-3	631 - 28	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
三島・川之江地先海域(1)	伊予三島・川之江海域ST-9	634 - 2	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.02	< 0.02	0 / 1	< 0.005	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
合計			0 / 38			0 / 26		0 / 26			0 / 26			0 / 26			0 / 26			/

資料3-6 公用水域水質測定結果

イ 海域 2

(単位: mg/l)

水域名	地点名	地点番	PCB		ジクロロメタン			四塩化炭素			1,2-ジクロロエタン			1,1-ジクロロエチレン			シス-1,2-ジクロロエチレン		
			m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
新居浜港航路泊地	新居浜海域ST-8	606-1	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
新居浜海域丙	新居浜海域ST-3	610-3	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
東子港西条地区航路泊地甲	西条海域ST-5	611-1	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
西条海域甲	西条海域ST-1	613-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
東子港壬生川地区	東子海域ST-4	616-1	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
三津内港(乙)	松山海域ST-6	622-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
吉田浜船溜り(甲)	松山海域ST-9	623-1	0/2	ND	0/12	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
吉田浜船溜り(乙)	松山海域ST-10	624-1	/	/	0/12	<0.002	<0.002	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
和気港	松山海域ST-2	625-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
松山外港	松山海域ST-8	626-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘(一般)	波力・大西・菊間海域ST-4	628-4	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	北条海域ST-2	628-8	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	松山海域ST-1	628-10	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	松山海域ST-7	628-13	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	松山海域ST-11	628-14	/	/	0/6	<0.002	<0.002	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-13	628-16	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	松前海域ST-2	628-18	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	長浜海域ST-2	628-24	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
伊予灘(一般)	松山海域ST-15	628-51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
八幡浜港	八幡浜・保内海域ST-5	629-1	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
宇和島港	宇和島海域ST-2	630-2	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
宇和海(一般)	吉田海域ST-2	631-19	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
宇和海(一般)	内海御荘海域ST-3	631-28	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
三島・川之江地先海域(1)	伊予三島・川之江海域ST-9	634-2	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636-1	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004
合計			0/26		0/26				0/26			0/26			0/26			0/26	

資料3-6 公共用水域水質測定結果

イ 海域 4

(単位: mg/l)

水域名	地点名	地点番号	シマジン			テオベンカルブ			ベンゼン			セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素			
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	
新居浜港航路泊地	新居浜海域ST-8	606 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.55	0.55	/	/	/	/
新居浜海域丙	新居浜海域ST-3	610 - 3	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.02	0.02	/	/	/	/
東予港西条地区航路泊地甲	西条海域ST-5	611 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.11	0.11	/	/	/	/
西条海域甲	西条海域ST-1	613 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
東予港壬生川地区	東予海域ST-4	616 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.36	0.36	/	/	/	/
三津内港(乙)	松山海域ST-6	622 - 1	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.21	0.20	/	/	/	/
吉田浜船溜り(甲)	松山海域ST-9	623 - 1	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.14	0.13	/	/	/	/
吉田浜船溜り(乙)	松山海域ST-10	624 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
和気港	松山海域ST-2	625 - 1	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.22	0.17	/	/	/	/
松山外港	松山海域ST-8	626 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘(一般)	渡方・大西・菊間海域ST-4	628 - 4	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/
伊予灘(一般)	北条海域ST-2	628 - 8	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-1	628 - 10	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.03	0.03	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-7	628 - 13	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.05	0.04	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-11	628 - 14	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-13	628 - 16	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	0.03	0.03	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松前海域ST-2	628 - 18	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/
伊予灘(一般)	長浜海域ST-2	628 - 24	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/
伊予灘(一般)	松山海域ST-15	628 - 51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
八幡浜港	八幡浜・保内海域ST-5	629 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.05	0.05	/	/	/	/
宇和島港	宇和島海域ST-2	630 - 2	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.14	0.14	/	/	/	/
宇和海(一般)	吉田海域ST-2	631 - 19	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.58	0.58	/	/	/	/
宇和海(一般)	内海御荘海域ST-3	631 - 28	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.57	0.57	/	/	/	/
三島・川之江地先海域(1)	伊予三島・川之江海域ST-9	634 - 2	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	0.33	0.33	/	/	/	/
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/	/	/
	合計		0 / 26			0 / 26			0 / 26			0 / 26			0 / 26			/	/	/	/

資料 3 - 8 環境基準達成状況（全窒素及び全燐）

海域（全窒素）

類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	達成状況(年度)									
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
燧灘東部		イ	14	3										
燧灘中西部		イ	9	20		×	×							
燧灘北西部		イ	14	5										
伊予灘一般		イ	9	34										
宇和海一般		イ	9	33			×							
達成水域数					5	4	3	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数				(95)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成率(%)				-	100	80	60	100	100	100	100	100	100	100

海域（全燐）

類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	達成状況(年度)									
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
燧灘東部		イ	14	3										
燧灘中西部		イ	9	20										
燧灘北西部		イ	14	5										
伊予灘一般		イ	9	34										
宇和海一般		イ	9	33										
達成水域数				(95)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成率(%)				-	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) ○ : 環境基準を達成している水域 × : 環境基準を達成していない水域

資料 3 - 9 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目

ア 河川

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成 期間	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)							SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100ml)																				
					最小-最大		m / n	最小-最大		m / n	平均	最小-最大		m / n	日間平均値			最小-最大		m / n	平均	最小-最大		m / n	平均																
					最小	最大		最小	最大		最小	最大	x	y	%	平均	中央値	75%値	最小	最大		最小	最大																		
石手川(甲)	渡邊橋	1 - 1	C	□	7.3	~	9.0	1 / 12	5.0	~	13	0 / 12	10	0.7	~	2.4	0 / 12	0.7	~	2.4	0 / 12	0.0	1.5	1.3	2.1	<	1	~	9	0 / 12	3	-	-	-	-	-					
石手川(甲)	新立橋	1 - 2	C	□	7.7	~	8.8	2 / 12	5.1	~	14	0 / 12	10	0.5	~	4.4	0 / 12	0.5	~	4.4	0 / 12	0.0	1.7	1.3	1.8	<	1	~	7	0 / 12	3	-	-	-	-						
石手川(甲)	市坪	1 - 51			7.1	~	9.1	/ 38	4.3	~	14	/ 38	9.6	1.0	~	9.5	/ 38	1.1	~	6.9	/ 14		3.4	2.7	5.0	2	~	38	/ 38	8	490	~	350000	/ 38	64000						
石手川(乙)	石手川ダム	2 - 1	AA	△	6.3	~	8.2	1 / 12	7.9	~	11	0 / 12	9.8	<	0.5	~	1.6	5 / 12	<	0.5	~	1.6	5 / 12	41.7	1.0	0.8	1.3	<	1	~	4	0 / 12	2	13	~	7900	/ 9 / 12	2700			
石手川(乙)	岩塚橋	2 - 2	AA	△	7.5	~	8.8	1 / 12	5.3	~	15	1 / 12	11	0.7	~	3.8	5 / 12	0.7	~	3.8	5 / 12	41.7	1.3	1.0	1.3	<	1	~	5	0 / 12	2	1300	~	49000	/ 12 / 12	15000					
重信川(甲)	川口大橋	3 - 1	A	□	6.8	~	8.2	0 / 12	7.3	~	12	1 / 12	9.6	<	0.5	~	1.5	0 / 12	<	0.5	~	1.5	0 / 12	0.0	1.1	1.2	1.4	2	~	6	0 / 12	3	240	~	130000	/ 10 / 12	19000				
重信川(甲)	出合橋	3 - 2	A	□	7.0	~	8.8	2 / 47	5.0	~	12	16 / 47	9.2	<	0.5	~	7.4	18 / 57	<	0.5	~	7.4	11 / 33	33.3	1.8	1.5	2.2	1	~	19	0 / 57	5	1300	~	920000	/ 47 / 47	64000				
重信川(甲)	中川原橋	3 - 3	A	□	7.1	~	9.3	2 / 12	6.7	~	14	2 / 12	9.9	<	0.5	~	1.5	0 / 12	<	0.5	~	1.5	0 / 12	0.0	0.7	0.5	0.7	<	1	~	4	0 / 12	2	23	~	21000	/ 7 / 12	5200			
重信川(乙)	大畑橋	4 - 1	AA	△	7.5	~	8.4	0 / 12	5.2	~	11	2 / 12	9.3	<	0.5	~	<	0.5	0 / 12	<	0.5	~	<	0.5	0 / 12	0.0	<	0.5	<	0.5	<	1	~	8	0 / 12	2	79	~	1700	/ 12 / 12	670
重信川(乙)	拝志大橋	4 - 2	AA	△	7.2	~	8.3	0 / 12	7.5	~	12	0 / 12	9.6	<	0.5	~	1.0	0 / 12	<	0.5	~	1.0	0 / 12	0.0	0.7	0.8	0.8	<	1	~	3	0 / 12	2	240	~	79000	/ 12 / 12	11000			
重信川(乙)	重信橋	4 - 3	AA	△	7.0	~	7.9	0 / 12	6.7	~	10	4 / 12	8.3	<	0.5	~	1.3	2 / 12	<	0.5	~	1.3	2 / 12	16.7	0.7	0.7	0.8	<	1	~	2	0 / 12	1	330	~	240000	/ 12 / 12	33000			
鮎川水域(甲)	祇園大橋	5 - 1	A	□	7.5	~	7.8	0 / 12	8.2	~	11	0 / 12	9.6	0.6	~	1.5	0 / 12	0.6	~	1.5	0 / 12	0.0	0.9	0.9	1.0	<	1	~	10	0 / 12	3	920	~	11000	/ 11 / 12	4800					
鮎川水域(甲)	鮎川橋	5 - 2	A	□	7.5	~	7.9	0 / 24	8.2	~	11	0 / 24	9.5	<	0.5	~	9.0	1 / 48	<	0.5	~	9.0	1 / 36	2.8	0.9	0.7	0.8	<	1	~	9	0 / 48	3	460	~	17000	/ 23 / 24	3700			
鮎川水域(甲)	成見橋	5 - 3	A	□	7.5	~	8.2	0 / 12	7.2	~	11	1 / 12	9.3	<	0.5	~	1.2	0 / 12	<	0.5	~	1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.5	0.9	<	1	~	3	0 / 12	2	130	~	23000	/ 6 / 12	3900			
鮎川水域(甲)	天神橋	5 - 4	A	□	7.5	~	8.5	0 / 12	8.5	~	12	0 / 12	10	<	0.5	~	1.5	0 / 12	<	0.5	~	1.5	0 / 12	0.0	0.7	0.5	0.8	<	1	~	6	0 / 12	3	1100	~	110000	/ 12 / 12	22000			
鮎川水域(甲)	下宇和橋	5 - 5	A	□	7.1	~	7.6	0 / 12	7.1	~	10	2 / 12	8.9	0.5	~	2.1	1 / 12	0.5	~	2.1	1 / 12	8.3	1.1	1.0	1.4	<	1	~	19	0 / 12	5	4600	~	240000	/ 12 / 12	53000					
鮎川水域(甲)	生々橋	5 - 6	A	□	7.3	~	7.7	0 / 12	7.1	~	9.9	1 / 12	8.7	0.9	~	5.2	5 / 12	0.9	~	5.2	5 / 12	41.7	2.2	1.7	3.0	3	~	24	0 / 12	9	5400	~	70000	/ 12 / 12	29000						
鮎川水域(甲)	坊屋敷橋	5 - 7	A	□	7.7	~	8.0	0 / 12	8.4	~	12	0 / 12	9.9	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	4	0 / 12	2	130	~	13000	/ 8 / 12	3300			
鮎川水域(甲)	小田川	5 - 8	A	□	7.9	~	8.9	4 / 12	8.6	~	13	0 / 12	11	<	0.5	~	<	0.5	0 / 12	<	0.5	~	<	0.5	0 / 12	0.0	<	0.5	<	0.5	<	1	~	6	0 / 12	2	70	~	23000	/ 5 / 12	3500
鮎川水域(甲)	立川橋	5 - 9	A	□	7.9	~	9.5	9 / 12	8.9	~	13	0 / 12	11	<	0.5	~	0.7	0 / 12	<	0.5	~	0.7	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	42	1 / 12	6	130	~	35000	/ 6 / 12	7400			
鮎川水域(甲)	魚成橋	5 - 10	A	□	7.7	~	8.6	1 / 12	8.9	~	13	0 / 12	10	<	0.5	~	1.0	0 / 12	<	0.5	~	1.0	0 / 12	0.0	0.6	<	0.5	<	1	~	1	0 / 12	1	170	~	49000	/ 10 / 12	9600			
鮎川水域(甲)	大和橋	5 - 54			7.5	~	7.9	/ 6	8.0	~	11	/ 6	9.2	0.5	~	1.8	/ 6	0.5	~	1.8	/ 6	1.0	0.8	1.3	1	~	5	/ 6	3	790	~	11000	/ 6	3900							
鮎川水域(甲)	ダム直下	5 - 55			7.4	~	8.6	/ 12	7.4	~	14	/ 12	9.5	<	0.5	~	0.9	/ 12	<	0.5	~	0.9	/ 12	0.7	0.6	0.8	<	1	~	11	/ 12	4	46	~	2200	/ 12	510				
鮎川水域(甲)	三島橋	5 - 56			7.0	~	7.3	/ 4	8.0	~	10	/ 4	9.1	1.2	~	2.3	/ 4	1.2	~	2.3	/ 4	1.6	1.4	1.4	<	1	~	12	/ 4	4	3500	~	92000	/ 4	34000						
鮎川水域(甲)	長浜大橋	5 - 60			7.6	~	8.0	/ 6	7.8	~	10	/ 6	8.8	0.5	~	0.9	/ 6	0.5	~	0.9	/ 6	0.7	0.6	0.8	1	~	5	/ 6	3	330	~	13000	/ 6	4700							
鮎川水域(甲)	新大橋	5 - 61			7.5	~	7.8	/ 6	8.2	~	10	/ 6	9.2	0.6	~	1.7	/ 6	0.6	~	1.7	/ 6	1.1	1.1	1.4	<	1	~	6	/ 6	4	5400	~	22000	/ 6	13000						
鮎川水域(甲)	野村ダムサイト	5 - 62			6.7	~	8.9	/ 36	1.2	~	12	/ 36	7.9	<	0.5	~	2.2	/ 36	0.5	~	2.2	/ 36	0.9	1.0	1.1	<	1	~	73	/ 36	12	33	~	4900	/ 36	650					
鮎川水域(甲)	明間	5 - 63			7.1	~	8.6	/ 12	8.5	~	11	/ 12	9.7	<	0.5	~	1.3	/ 12	<	0.5	~	1.3	/ 12	0.8	0.8	0.8	<	1	~	82	/ 12	10	170	~	130000	/ 12	14000				
鮎川水域(乙)	小振橋	6 - 1	AA	△	8.0	~	8.5	0 / 12	8.8	~	12	0 / 12	11	<	0.5	~	<	0.5	0 / 12	<	0.5	~	<	0.5	0 / 12	0.0	<	0.5	<	0.5	<	1	~	1	0 / 12	1	33	~	2800	/ 10 / 12	1100
加茂川水域	加茂川橋	7 - 1	AA	△	7.7	~	8.5	0 / 12	9.3	~	12	0 / 12	10	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	13	0 / 12	2	7.8	~	1300	/ 10 / 12	350			
加茂川水域	東宮橋	7 - 2	AA	△	7.9	~	8.2	0 / 12	8.9	~	12	0 / 12	10	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	<	1	0 / 12	<	1	7.8	~	1700	4 / 12	230	
加茂川水域	千野々橋	7 - 3	AA	△	7.8	~	8.4	0 / 12	8.8	~	12	0 / 12	10	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	2	0 / 12	1	7.8	~	640	7 / 12	190			
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8 - 1	AA	△	6.9	~	7.4	0 / 12	8.1	~	11	0 / 12	9.2	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	7	0 / 12	2	33	~	4900	11 / 12	1100			
中山川水域(甲)	中川橋	8 - 2	AA	△	7.2	~	7.8	0 / 12	8.5	~	13	0 / 12	10	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	8	0 / 12	2	13	~	13000	11 / 12	1900			
中山川水域(甲)	落合	8 - 52			7.5	~	8.1	/ 4	8.7	~	13	/ 4	11	<	0.5	~	0.5	/ 4	<	0.5	~	0.5	/ 4	0.5	0.5	0.5	<	1	~	6	/ 4	2	23	~	1100	/ 4	380				
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9 - 1	A	△	7.0	~	7.9	0 / 12	7.1	~	11	1 / 12	9.0	<	0.5	~	0.8	0 / 12	<	0.5	~	0.8	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	6	0 / 12	3	79	~	7900	/ 6 / 12	2100			
中山川水域(乙)	新兵衛橋上流	9 - 51			7.1	~	7.4	/ 4	8.5	~	11	/ 4	9.5	0.5	~	1.0	/ 4	0.5	~	1.0	/ 4	0.7	0.7	0.7	1	~	10	/ 4	6	3300	~	35000	/ 4	12000							
広見川水域(甲)	興野々橋	10 - 1	AA	△	7.3	~	8.7	1 / 12	8.2	~	13	0 / 12	11	<	0.5	~	0.7	0 / 12	<	0.5	~	0.7	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	2	0 / 12	1	110	~	23000	/ 12 / 12	3900			
広見川水域(甲)	上大野橋	10 - 2	AA	△	7.3	~	8.6	1 / 12	8.7	~	13	0 / 12	10	<	0.5	~	0.5	0 / 12	<	0.5	~	0.5	0 / 12	0.0	0.5	<	0.5	<	1	~	2	0 / 12	1	170	~	13000	/ 12 / 12	3600			
広見川水域(乙)	高知県境上流	11 - 1	A	△	7.3	~	9.1	4 / 12	7.1	~	13	1 / 12	10	<	0.5	~	1.1	0 / 12	<	0.5	~	1.1	0 / 12	0.0	0.6	0.5	0.6	<	1	~	4	0 / 12	2	70	~	7900	7 / 12				

イ 湖沼

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成 期間	pH			DO(mg/L)			COD(mg/L)							SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100ml)		
					最小~最大	m / n	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	日間平均値				最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均		
												最小~最大	x / y	%	平均							中央値	75%値
鹿野川湖	鹿野川湖堰堤	501 - 01	B	イ	6.9 ~ 9.7	5 / 41	<0.5 ~ 14	19 / 41	6.2	1.5 ~ 4.7	0 / 41	1.6 ~ 3.3	0 / 12	0.0	2.6	2.8	2.9	1 ~ 15	0 / 41	5	33 ~ 7900	/ 41	1200
鹿野川湖	鹿野川湖中央	501 - 02	B	イ	7.2 ~ 9.6	6 / 36	2.3 ~ 15	3 / 36	8.8	1.5 ~ 4.7	0 / 36	1.6 ~ 3.4	0 / 12	0.0	2.5	2.6	2.7	1 ~ 20	3 / 36	6	33 ~ 4900	/ 36	910
黒瀬ダム貯水池	黒瀬ダム堰堤	502 - 01	A	イ	6.8 ~ 8.1	0 / 48	5.4 ~ 10	17 / 48	7.9	1.4 ~ 2.8	0 / 48	1.5 ~ 2.4	0 / 12	0.0	2.0	2.0	2.2	< 1 ~ 59	21 / 48	9	2 ~ 490	0 / 12	73
柳瀬ダム貯水池	柳瀬ダム堰堤	503 - 01	A	イ	6.6 ~ 8.3	0 / 36	0.6 ~ 11	11 / 36	7.9	0.8 ~ 3.8	1 / 36	1.1 ~ 2.0	0 / 12	0.0	1.3	1.2	1.3	< 1 ~ 7	1 / 36	2	4.5 ~ 2400	6 / 36	430
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503 - 52			6.9 ~ 8.1	/ 36	3.5 ~ 10	/ 36	8.7	0.8 ~ 4.0	/ 36	1.1 ~ 3.1	/ 12		1.5	1.4	1.5	< 1 ~ 6	/ 36	2	23 ~ 16000	/ 36	1400
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503 - 54			7.3 ~ 8.0	/ 12	8.0 ~ 11	/ 12	9.6	0.7 ~ 1.0	/ 12	0.7 ~ 1.0	/ 12		0.9	0.9	1.0	< 1 ~ 1	/ 12	1	130 ~ 9200	/ 12	1300
新宮ダム貯水池	新宮ダム堰堤	504 - 01	A	イ	6.7 ~ 8.5	0 / 36	0.9 ~ 11	9 / 36	8.3	1.3 ~ 3.7	1 / 36	1.3 ~ 2.1	0 / 12	0.0	1.7	1.8	1.9	< 1 ~ 5	0 / 36	2	11 ~ 1300	4 / 36	230
面河ダム	面河ダム中央	505 - 01	A	イ	6.7 ~ 8.2	0 / 24	4.5 ~ 11	6 / 24	8.7	1.0 ~ 2.8	0 / 24	1.2 ~ 2.2	0 / 12	0.0	1.6	1.6	1.7	< 1 ~ 7	1 / 24	2	2 ~ 490	0 / 24	120

ウ 海域

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	pH			DO(mg/l)			COD(mg/l)							油分(mg/l)				大腸菌群数(MPN/100ml)					
					最小-最大		m / n	最小-最大		m / n	平均	最小-最大		m / n	日間平均値					最小-最大		m / n	平均	最小-最大		m / n	平均
					最小	最大		最小	最大		最小	最大	x	y	%	平均	中央値	75%値	最小	最大		最小	最大		平均		
伊予三島:土居海域	土居海域ST-1	605-01	A	1	8.0	8.4	1 / 12	6.4	11	2 / 12	8.7	1.6	3.6	7 / 12	1.6	3.6	7 / 12	58.3	2.4	2.6	2.8	ND	0 / 4	< 1.8	33	0 / 4	11
伊予三島:土居海域	土居海域ST-2	605-02	A	1	8.0	8.3	0 / 12	6.5	10	2 / 12	8.5	1.5	2.9	8 / 12	1.5	2.9	8 / 12	66.7	2.3	2.5	2.6	ND	0 / 4	< 1.8	4.0	0 / 4	2.4
伊予三島:土居海域	土居海域ST-3	605-03	A	1	8.1	8.3	0 / 12	6.8	10	2 / 12	8.7	1.4	3.0	8 / 12	1.4	3.0	8 / 12	66.7	2.3	2.3	2.6	ND	0 / 4	< 1.8	4.5	0 / 4	2.6
伊予三島:土居海域	土居海域ST-4	605-04	A	1	8.1	8.4	1 / 24	6.8	11	4 / 24	8.7	1.5	3.1	18 / 24	1.7	3.0	9 / 12	75.0	2.4	2.4	2.8	ND	0 / 4	< 1.8	2.0	0 / 4	1.9
伊予三島:土居海域	土居海域ST-5	605-05	A	1	8.1	8.4	2 / 24	6.6	10	4 / 24	8.7	1.4	3.2	18 / 24	1.4	3.2	9 / 12	75.0	2.4	2.5	2.8	ND	0 / 4	< 1.8	2.0	0 / 4	1.9
伊予三島:土居海域	土居海域ST-6	605-06	A	1	8.1	8.3	0 / 12	7.0	10	7 / 12	8.6	1.4	2.9	17 / 12	1.4	2.9	17 / 12	2.3	2.5	2.6	2.6	/	/	/	/	/	/
新居浜港航路泊地	新居浜海域ST-8	606-01	C	1	8.0	8.4	3 / 24	5.1	10	0 / 24	8.9	1.5	3.2	0 / 24	1.8	3.2	0 / 12	0.0	2.5	2.3	2.8	/	/	/	/	/	/
新居浜海域甲	新居浜海域ST-10	607-01	C	0	8.0	8.4	2 / 24	5.4	10	0 / 24	8.6	1.7	3.2	0 / 24	1.9	3.2	0 / 12	0.0	2.6	2.6	2.9	/	/	/	/	/	
三津漁港	新居浜海域ST-5	608-01	B	1	7.9	8.4	1 / 24	4.4	10	2 / 24	8.4	1.9	2.9	0 / 24	2.0	2.9	0 / 12	0.0	2.3	2.3	2.5	/	/	/	/	/	
新居浜海域乙	新居浜海域ST-7	609-01	B	1	8.1	8.4	2 / 24	6.2	10	0 / 24	8.7	1.7	3.3	2 / 24	1.7	3.3	1 / 12	8.3	2.3	2.3	2.7	ND	0 / 6	< 1.8	180	0 / 4	46
新居浜海域乙	新居浜海域ST-9	609-02	B	0	8.0	8.4	1 / 24	5.3	10	0 / 24	8.6	1.9	3.2	2 / 24	1.9	3.1	2 / 12	16.7	2.5	2.3	2.7	ND	0 / 6	< 1.8	1100	1 / 4	280
新居浜海域乙	新居浜海域ST-11	609-03	B	0	8.0	8.4	1 / 24	5.3	10	0 / 24	8.6	1.9	3.2	1 / 24	2.0	3.1	1 / 12	8.3	2.6	2.8	2.9	/	/	/	/	/	
新居浜海域丙	新居浜海域ST-1	610-01	A	0	7.9	8.3	0 / 24	4.8	10	5 / 24	8.5	1.3	3.4	12 / 24	1.4	3.2	6 / 12	50.0	2.2	2.1	2.3	ND	0 / 6	< 1.8	180	0 / 4	46
新居浜海域丙	新居浜海域ST-2	610-02	A	0	7.9	8.3	0 / 24	4.4	10	6 / 24	8.3	1.5	3.0	13 / 24	1.6	2.9	6 / 12	50.0	2.2	2.1	2.4	/	/	< 1.8	95	0 / 4	26
新居浜海域丙	新居浜海域ST-3	610-03	A	0	7.9	8.3	0 / 24	4.0	10	5 / 24	8.4	1.5	3.1	17 / 24	1.7	3.0	10 / 12	83.3	2.3	2.3	2.5	ND	0 / 6	< 1.8	2300	1 / 4	660
新居浜海域丙	新居浜海域ST-4	610-04	A	0	8.0	8.5	2 / 24	4.5	10	4 / 24	8.6	1.6	3.0	17 / 24	1.7	3.0	9 / 12	75.0	2.3	2.3	2.4	ND	0 / 6	< 1.8	1100	1 / 4	280
新居浜海域丙	新居浜海域ST-6	610-05	A	0	8.0	8.4	2 / 24	6.0	10	5 / 24	8.8	1.6	3.2	14 / 24	1.6	3.2	7 / 12	58.3	2.3	2.4	2.5	/	/	< 1.8	2.0	0 / 4	1.9
新居浜海域丙	新居浜海域ST-12	610-06	A	0	8.1	8.4	2 / 24	6.0	10	5 / 24	8.8	1.5	3.1	18 / 24	1.5	3.1	10 / 12	83.3	2.4	2.4	2.6	/	/	< 1.8	2.0	0 / 4	1.9
新居浜海域丙	新居浜海域ST-14	610-07	A	0	8.1	8.3	0 / 12	6.6	9.6	2 / 12	8.4	1.4	3.5	17 / 12	1.4	3.5	17 / 12	2.1	2.1	2.2	2.2	/	/	< 1.8	2.0	0 / 4	1.9
東予港西各地区航路泊地甲	西条海域ST-5	611-01	C	1	7.9	8.3	0 / 24	5.8	9.4	0 / 24	8.2	1.6	3.0	0 / 24	1.8	2.9	0 / 12	0.0	2.4	2.6	2.7	/	/	/	/	/	
東予港西各地区航路泊地乙	西条海域ST-6	612-01	B	0	7.9	8.3	0 / 24	6.0	9.4	0 / 24	8.0	1.9	2.8	0 / 24	2.0	2.8	0 / 12	0.0	2.3	2.4	2.5	ND	0 / 4	< 1.8	180	0 / 4	46
西条海域甲	西条海域ST-1	613-01	B	0	8.0	8.4	1 / 24	6.4	9.9	0 / 24	8.5	1.6	3.0	0 / 24	1.7	2.9	0 / 12	0.0	2.3	2.6	2.6	ND	0 / 4	< 1.8	95	0 / 4	26
西条海域丙	西条海域ST-2	615-01	A	0	8.1	8.3	0 / 24	6.8	10	2 / 24	8.9	1.6	3.2	18 / 24	1.7	3.0	8 / 12	66.7	2.3	2.2	2.4	ND	0 / 4	< 1.8	4.5	0 / 4	2.5
西条海域丙	西条海域ST-3	615-02	A	0	8.0	8.3	0 / 24	6.0	9.9	4 / 24	8.4	1.5	3.0	17 / 24	1.7	2.8	9 / 12	75.0	2.4	2.6	2.6	ND	0 / 4	< 1.8	2.0	0 / 4	3.5
西条海域丙	西条海域ST-7	615-03	A	0	7.9	8.3	0 / 24	5.6	10	8 / 24	8.2	1.8	3.0	19 / 24	1.9	2.8	11 / 12	91.7	2.3	2.3	2.4	ND	0 / 4	< 1.8	110	0 / 4	29
西条海域丙	西条海域ST-8	615-04	A	0	8.1	8.3	0 / 12	7.2	9.7	1 / 12	8.8	1.6	2.7	17 / 12	1.6	2.7	17 / 12	2.1	2.2	2.3	2.3	/	/	/	/	/	
東予港壬生川地区	東予海域ST-4	616-01	C	1	7.5	8.3	0 / 24	6.0	9.6	0 / 24	8.0	2.1	3.3	0 / 24	2.2	3.1	0 / 12	0.0	2.6	2.6	2.9	/	/	/	/	/	
東予海域甲	東予海域ST-2	617-01	B	0	8.0	8.3	0 / 12	6.8	10	0 / 12	8.4	1.7	3.0	0 / 12	1.7	3.0	0 / 12	0.0	2.2	2.1	2.4	ND	0 / 4	< 1.8	1100	1 / 4	280
東予海域甲	東予海域ST-3	617-02	B	0	7.4	8.4	2 / 24	5.3	9.9	0 / 24	7.9	2.0	3.3	1 / 24	2.0	3.2	1 / 12	8.3	2.4	2.4	2.7	/	/	/	/	/	
東予海域乙	東予海域ST-6	618-01	B	0	8.0	8.3	0 / 12	6.8	10	0 / 12	8.1	1.8	2.8	0 / 12	1.8	2.8	0 / 12	0.0	2.2	2.3	2.4	ND	0 / 4	< 1.8	180	0 / 4	46
東予海域丙	東予海域ST-1	619-01	A	0	8.0	8.3	0 / 24	6.4	10	6 / 24	8.5	1.6	3.2	11 / 24	1.8	3.1	5 / 12	41.7	2.3	2.0	2.7	ND	0 / 4	< 1.8	6.8	0 / 4	3.6
東予海域丙	東予海域ST-5	619-02	A	1	8.1	8.3	0 / 24	6.8	10	4 / 24	8.4	1.7	2.9	15 / 24	1.8	2.8	8 / 12	66.7	2.3	2.2	2.6	ND	0 / 4	< 1.8	17	0 / 4	7.9
東予海域丙	東予海域ST-8	619-03	B	0	8.1	8.4	0 / 12	7.1	10	7 / 12	8.9	1.7	2.7	17 / 12	1.7	2.7	17 / 12	2.1	2.1	2.4	2.4	/	/	/	/	/	
河原津漁港	東予海域ST-7	620-01	B	0	8.0	8.3	0 / 12	5.5	8.8	0 / 12	7.4	1.7	2.7	0 / 12	1.7	2.7	0 / 12	0.0	2.1	2.0	2.4	ND	0 / 4	< 1.8	1100	1 / 4	280
三津内港(甲)	松山海域ST-5	621-01	C	0	7.7	8.1	0 / 24	4.5	8.6	0 / 24	7.6	1.3	4.1	0 / 24	1.6	3.3	0 / 12	0.0	2.5	2.5	2.8	/	/	/	/	/	
三津内港(乙)	松山海域ST-6	622-01	B	1	8.0	8.2	0 / 24	5.7	9.0	0 / 24	7.5	1.3	2.6	0 / 24	1.3	2.4	0 / 12	0.0	1.9	1.9	2.1	ND	0 / 6	< 1.8	1100	1 / 4	280
吉田浜船溜り(甲)	松山海域ST-9	623-01	C	0	8.0	8.2	0 / 24	5.9	9.3	0 / 24	7.7	1.1	2.5	0 / 24	1.2	2.4	0 / 12	0.0	1.8	1.8	2.0	/	/	/	/	/	
吉田浜船溜り(乙)	松山海域ST-10	624-01	B	0	8.0	8.2	0 / 24	6.0	9.3	0 / 24	7.7	1.1	3.3	2 / 24	1.3	2.5	0 / 12	0.0	2.0	2.0	2.3	ND	0 / 6	< 1.8	1100	1 / 4	280
和気港	松山海域ST-2	625-01	B	0	7.8	8.1	0 / 24	5.0	9.0	0 / 24	7.1	1.2	3.7	3 / 24	1.5	3.0	0 / 12	0.0	2.0	2.0	2.1	ND	0 / 6	< 1.8	1100	1 / 4	280
松山外港	松山海域ST-8	626-01	B	0	8.1	8.2	0 / 24	6.0	9.3	0 / 24	7.7	1.1	2.4	0 / 24	1.1	2.4	0 / 12	0.0	1.5	1.5	1.6	ND	0 / 6	< 1.8	1100	1 / 4	280
松前港	松前海域ST-3	627-01	B	0	7.9	8.2	0 / 8	6.5	9.3	0 / 8	7.8	1.2	2.1	0 / 8	1.4	2.0	0 / 4	0.0	1.6	1.6	1.6	ND	0 / 2	< 1.8	2.0	0 / 2	1.9
伊予瀬(一般)	波方・大西・菊間海域ST-1	628-01	A	1	8.1	8.3	0 / 12	6.7	9.9	4 / 12	8.3	1.0	1.8	0 / 12	1.2	1.7	0 / 6	0.0	1.5	1.5	1.6	ND	0 / 2	< 1.8	2.0	0 / 2	1.9
伊予瀬(一般)	波方・大西・菊間海域ST-2	628-02	A	1	8.1	8.3	0 / 12	6.6	10	4 / 12	8.4	1.0	2.2	2 / 12	1.2	2.2	1 / 6	16.7	1.6	1.4	1.8	/	/	23	130	0 / 2	77
伊予瀬(一般)	波方・大西・菊間海域ST-3	628-03	A	1	8.1	8.3	0 / 12	6.6	9.9	4 / 12	8.5	1.2	2.2	1 / 12	1.3	2.1	1 / 6	16.7	1.6	1.6	1.7	ND	0 / 2	4.5	17	0 / 2	11
伊予瀬(一般)	波方・大西・菊間海域ST-4	628-04	A	1	8.1	8.3	0 / 12	6.6	10	4 / 12	8.4	1.1	1.7														

ウ 海域

水域名(河川名等)	地点名	地点統一番号	類型	達成 期間	pH			DO(mg/l)			COD(mg/l)							油分(mg/l)			大腸菌群数(MPN/100ml)								
					最小-最大		m / n	最小-最大		m / n	平均	最小-最大		m / n	日間平均値					最小-最大		m / n	平均	最小-最大		m / n	平均		
					最小	最大		最小	最大		最小	最大	x	y	%	平均	中央値	75%値	最小	最大		最小	最大		平均				
八幡浜港	八幡浜-保内海域ST-5	629-01	B	II	8.1	8.2	0 / 8	6.6	8.7	0 / 8	7.6	1.2	1.8	0 / 8	1.3	1.7	0 / 4	0.0	1.5	1.5	1.5	ND	0 / 2	-	-	-	-	-	-
宇和島港	宇和島海域ST-1	630-01	B	II	8.0	8.2	0 / 8	6.2	8.0	0 / 8	7.1	< 0.5	2.1	0 / 8	0.6	1.8	0 / 4	0.0	1.4	1.6	1.7	ND	0 / 2	-	-	-	-	-	-
宇和島港	宇和島海域ST-2	630-02	B	II	8.0	8.1	0 / 8	5.4	7.7	0 / 8	6.3	1.0	2.0	0 / 8	1.2	1.9	0 / 4	0.0	1.6	1.6	1.7	ND	0 / 2	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	三崎海域ST-2	631-01	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.6	8.2	5 / 8	7.4	1.0	1.5	0 / 8	1.2	1.4	0 / 4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0 / 2	< 1.8	11	0 / 2	6.4	-	-
宇和海(一般)	瀬戸海域ST-2	631-02	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.8	8.4	3 / 8	7.7	1.1	1.9	0 / 8	1.1	1.9	0 / 4	0.0	1.5	1.5	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	伊方海域ST-2	631-03	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.9	8.5	4 / 8	7.8	1.1	1.7	0 / 8	1.3	1.5	0 / 4	0.0	1.4	1.3	1.3	ND	0 / 2	< 1.8	13	0 / 2	7.4	-	-
宇和海(一般)	伊方海域ST-3	631-04	A	I	8.1	8.3	0 / 8	6.9	8.6	4 / 8	7.8	1.0	1.8	0 / 8	1.1	1.6	0 / 4	0.0	1.4	1.5	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	伊方海域ST-4	631-05	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.9	8.6	4 / 8	7.7	1.1	1.4	0 / 8	1.2	1.4	0 / 4	0.0	1.3	1.3	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	八幡浜-保内海域ST-1	631-06	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.7	9.0	4 / 8	7.7	1.1	1.7	0 / 8	1.2	1.7	0 / 4	0.0	1.5	1.6	1.7	ND	0 / 2	11	1300	1 / 2	660	-	-
宇和海(一般)	八幡浜-保内海域ST-2	631-07	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.8	8.6	4 / 8	7.7	1.3	1.7	0 / 8	1.3	1.7	0 / 4	0.0	1.5	1.5	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	八幡浜-保内海域ST-3	631-08	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.8	8.6	4 / 8	7.7	1.1	1.5	0 / 8	1.2	1.5	0 / 4	0.0	1.4	1.5	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	八幡浜-保内海域ST-4	631-09	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.0	8.6	4 / 8	7.6	1.1	1.5	0 / 9	1.1	1.5	0 / 4	0.0	1.3	1.3	1.3	ND	0 / 2	< 1.8	4.5	0 / 2	3.2	-	-
宇和海(一般)	八幡浜-保内海域ST-6	631-10	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.7	8.6	4 / 8	7.7	1.1	1.6	0 / 9	1.3	1.6	0 / 4	0.0	1.4	1.4	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	三瓶海域ST-1	631-11	A	I	8.2	8.4	1 / 8	5.0	9.5	2 / 8	8.1	1.1	2.2	1 / 8	1.1	2.1	1 / 4	25.0	1.6	1.6	1.6	ND	0 / 2	< 1.8	11	0 / 2	6.4	-	-
宇和海(一般)	三瓶海域ST-2	631-12	A	I	8.2	8.3	0 / 8	5.5	9.4	2 / 8	8.0	0.9	1.9	0 / 8	1.0	1.9	0 / 4	0.0	1.4	1.4	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	三瓶海域ST-3	631-13	A	I	8.2	8.3	0 / 8	6.3	9.0	2 / 8	8.0	1.0	1.7	0 / 8	1.1	1.7	0 / 4	0.0	1.4	1.5	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	明浜海域ST-1	631-14	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.3	8.4	4 / 8	7.5	1.0	1.4	0 / 8	1.1	1.4	0 / 4	0.0	1.2	1.2	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	明浜海域ST-2	631-15	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.1	8.8	4 / 8	7.5	1.0	2.1	1 / 8	1.1	2.0	0 / 4	0.0	1.4	1.3	1.3	ND	0 / 2	< 1.8	31	0 / 2	16	-	-
宇和海(一般)	明浜海域ST-3	631-16	A	I	8.1	8.2	0 / 8	5.6	8.5	4 / 8	7.3	1.1	2.2	1 / 8	1.2	2.0	0 / 4	0.0	1.5	1.4	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	明浜海域ST-4	631-17	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.5	8.9	4 / 8	7.7	1.1	1.9	0 / 8	1.2	1.5	0 / 4	0.0	1.4	1.4	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	吉田海域ST-1	631-18	A	I	8.0	8.3	0 / 8	6.6	9.1	4 / 8	7.7	0.6	1.8	0 / 8	0.6	1.7	0 / 4	0.0	1.2	1.2	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	吉田海域ST-2	631-19	A	I	8.0	8.6	2 / 8	5.9	13	4 / 8	7.9	0.5	6.7	2 / 8	0.6	5.0	1 / 4	25.0	2.1	1.4	1.6	ND	0 / 2	22	29	0 / 2	26	-	-
宇和海(一般)	吉田海域ST-3	631-20	A	I	8.1	8.3	0 / 8	6.3	10	4 / 8	7.8	0.6	2.6	2 / 8	0.7	2.4	1 / 4	25.0	1.5	1.5	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	宇和島海域ST-3	631-21	A	I	8.0	8.3	0 / 8	6.3	9.1	4 / 8	7.5	0.7	2.6	1 / 8	0.8	2.3	1 / 4	25.0	1.5	1.4	1.5	ND	0 / 2	46	170	0 / 2	110	-	-
宇和海(一般)	宇和島海域ST-4	631-22	A	I	8.0	8.3	0 / 8	5.8	9.6	4 / 8	7.5	0.6	2.1	1 / 8	0.7	2.1	1 / 4	25.0	1.4	1.4	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	宇和島-津島海域ST-1	631-23	A	I	8.0	8.2	0 / 8	5.8	8.1	6 / 8	6.8	0.7	1.5	0 / 8	0.9	1.5	0 / 4	0.0	1.3	1.3	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	宇和島-津島海域ST-2	631-24	A	I	8.1	8.5	2 / 8	6.3	8.8	4 / 8	7.5	0.8	2.9	2 / 8	0.9	2.2	1 / 4	25.0	1.5	1.4	1.9	ND	0 / 2	49	540	0 / 2	290	-	-
宇和海(一般)	宇和島-津島海域ST-3	631-25	A	I	8.1	8.5	1 / 8	6.1	8.9	4 / 8	7.4	0.8	3.2	2 / 8	0.9	2.5	1 / 4	25.0	1.7	1.8	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	内海-御荘海域ST-1	631-26	A	I	8.2	8.3	0 / 8	6.8	8.2	6 / 8	7.4	0.8	1.3	0 / 8	0.8	1.2	0 / 4	0.0	1.0	1.1	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	内海-御荘海域ST-2	631-27	A	I	8.2	8.2	0 / 8	6.8	8.0	5 / 8	7.4	0.8	1.6	0 / 8	0.8	1.5	0 / 4	0.0	1.2	1.2	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	内海-御荘海域ST-3	631-28	A	I	8.1	8.3	0 / 8	7.1	9.1	2 / 8	8.0	0.9	2.5	1 / 8	0.9	2.1	1 / 4	25.0	1.4	1.4	1.6	ND	0 / 2	2.0	4.5	0 / 2	3.3	-	-
宇和海(一般)	内海-御荘海域ST-4	631-29	A	I	8.1	8.3	0 / 8	7.1	8.9	3 / 8	7.8	0.7	2.4	2 / 8	0.8	2.1	1 / 4	25.0	1.5	1.5	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	西海-城辺海域ST-1	631-30	A	I	8.1	8.3	0 / 8	6.4	7.9	5 / 8	7.3	0.8	2.4	2 / 8	0.9	2.3	1 / 4	25.0	1.4	1.1	1.2	ND	0 / 2	< 1.8	13	0 / 2	7.4	-	-
宇和海(一般)	西海-城辺海域ST-2	631-31	A	I	8.1	8.4	1 / 8	5.6	8.6	4 / 8	7.2	0.9	4.0	2 / 8	1.0	3.3	1 / 4	25.0	1.7	1.2	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	西海-城辺海域ST-3	631-32	A	I	8.2	8.2	0 / 8	6.9	7.6	6 / 8	7.2	0.9	1.7	0 / 8	1.0	1.7	0 / 4	0.0	1.3	1.2	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	西海-城辺海域ST-4	631-33	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.2	7.7	7 / 8	7.0	1.0	1.8	0 / 8	1.0	1.7	0 / 4	0.0	1.3	1.2	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	三崎海域ST-3	631-34	A	I	8.1	8.4	1 / 8	6.8	8.3	1 / 8	7.5	0.9	1.3	1 / 8	1.0	1.2	1 / 4	1.1	1.2	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	八幡浜-保内海域ST-7	631-35	A	I	8.1	8.2	0 / 8	6.9	8.5	1 / 8	7.7	1.0	1.6	1 / 8	1.1	1.5	1 / 4	1.3	1.3	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	宇和島海域ST-5	631-36	A	I	8.1	8.3	0 / 8	6.5	9.4	1 / 8	7.7	0.6	2.1	1 / 8	0.7	1.8	1 / 4	1.1	1.0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇和海(一般)	内海-御荘海域ST-5	631-37	A	I	8.2	8.3	1 / 8	6.7	7.9	1 / 8	7.3	0.6	1.3	1 / 8	0.7	1.3	1 / 4	1.0	1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燧灘北西部	今治海域ST-1	632-01	A	I	8.1	8.3	0 / 24	6.6	9.8	8 / 24	8.2	1.1	2.2	2 / 24	1.2	2.1	2 / 12	16.7	1.6	1.5	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
燧灘北西部	今治海域ST-2	632-02	A	I	8.1	8.3	0 / 24	6.8	9.6	7 / 24	8.1	1.1	1.9	0 / 24	1.1	1.9	0 / 12	0.0	1.4	1.4	1.6	ND	0 / 4	< 1.8	11	0 / 4	4.7	-	-
燧灘北西部	今治海域ST-3	632-03	A	I	8.1	8.2	0 / 36	6.5	9.7	12 / 36	8.1	1.1	2.3	2 / 36	1.2	2.1	1 / 12	8.3	1.5	1.5	1.5	ND	0 / 4	2.0	110	0 / 4	49	-	-
燧灘北西部	今治海域ST-4	632-04	A	I	8.1	8.3	0 / 24	6.6	9.7	10 / 24	8.1	1.2	1.8	0 / 24	1.3	1.8	0 / 12	0.0	1.6	1.5	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-
燧灘北西部	今治海域ST-5	632-05	A	I	8.1	8.2	0 / 24	6.6	9.6	8 / 24	8.2	1.1	1.9	0 / 24	1.3	1.8	0												

資料3-10 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目(窒素及び磷)

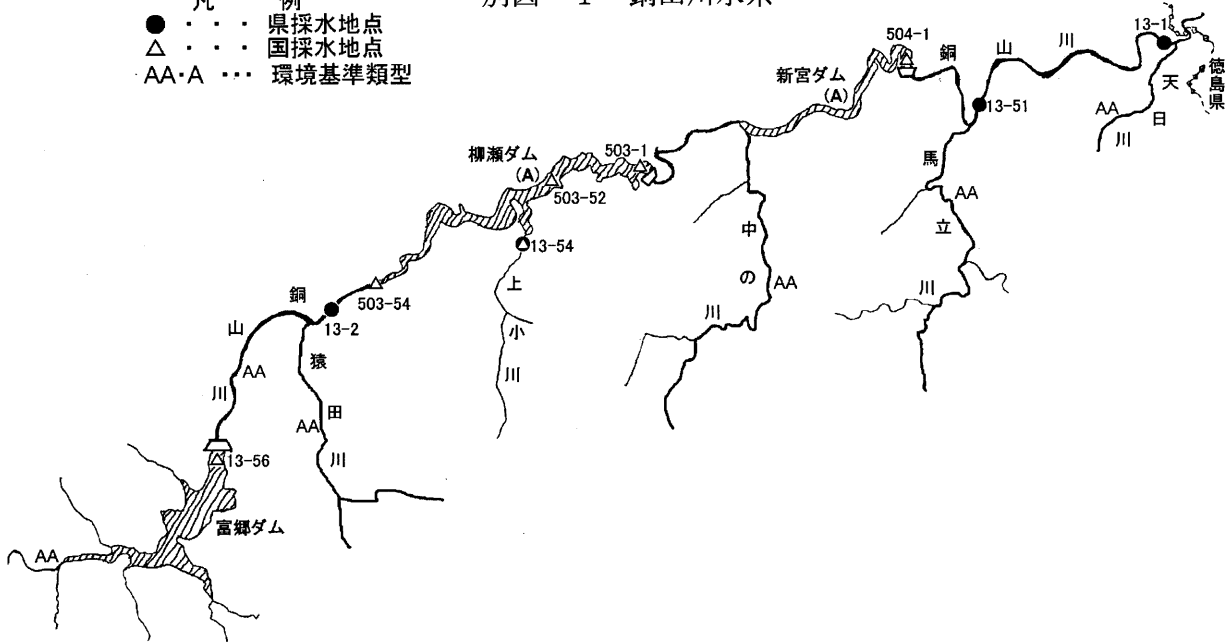
ア 海域 1

海域名	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	全窒素(mg/l)			海域平均	全磷(mg/l)			海域平均
							最小~最大	m / n	平均		最小~最大	m / n	平均	
澁瀬東部	伊予三島・川之江海域ST 1	636-1	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.23	0 / 12	0.15	0.19	0.012 ~ 0.038	2 / 12	0.022	0.024	
	伊予三島・川之江海域ST 3	636-2	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.63	1 / 12	0.25	0.19	0.015 ~ 0.080	4 / 12	0.029		
	伊予三島・川之江海域ST 8	636-3	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.30	0 / 12	0.18	0.19	0.014 ~ 0.047	2 / 12	0.022		
澁瀬中西部	土居海域ST 1	605-1	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.32	1 / 12	0.20	0.20	0.013 ~ 0.042	3 / 12	0.024	0.022	
	土居海域ST 2	605-2	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.43	1 / 12	0.19	0.19	0.011 ~ 0.063	3 / 12	0.024		
	土居海域ST 3	605-3	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.25	0 / 12	0.17	0.17	0.012 ~ 0.031	2 / 12	0.020		
	土居海域ST 4	605-4	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.41	1 / 12	0.18	0.18	0.011 ~ 0.059	2 / 12	0.022		
	土居海域ST 5	605-5	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.23	0 / 12	0.16	0.16	0.012 ~ 0.034	1 / 12	0.020		
	土居海域ST-6	605-6	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.22	0 / 12	0.14	0.14	0.010 ~ 0.032	1 / 12	0.018		
	新居浜海域ST 1	610-1	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.33	1 / 12	0.19	0.19	0.013 ~ 0.043	2 / 12	0.022		
	新居浜海域ST 2	610-2	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.26	0 / 12	0.18	0.18	0.013 ~ 0.031	2 / 12	0.022		
	新居浜海域ST 3	610-3	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.33	2 / 12	0.22	0.22	0.013 ~ 0.044	5 / 12	0.026		
	新居浜海域ST 4	610-4	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.67	2 / 12	0.26	0.26	0.014 ~ 0.084	2 / 12	0.026		
	新居浜海域ST 6	610-5	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.51	1 / 12	0.20	0.20	0.013 ~ 0.066	1 / 12	0.023		
	新居浜海域ST 12	610-6	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.30	0 / 12	0.19	0.19	0.012 ~ 0.028	0 / 12	0.019		
	新居浜海域ST-14	610-7	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.21	0 / 12	0.15	0.15	0.012 ~ 0.035	1 / 12	0.020		
	西条海域ST 2	615-1	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.31	1 / 12	0.20	0.20	0.010 ~ 0.029	0 / 12	0.017		
	西条海域ST 3	615-2	イ	年間	表層	0.16 ~ 0.56	4 / 12	0.28	0.28	0.014 ~ 0.033	1 / 12	0.023		
	西条海域ST 7	615-3	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.66	4 / 12	0.28	0.28	0.012 ~ 0.050	3 / 12	0.025		
西条海域ST-8	615-4	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.26	0 / 12	0.18	0.18	0.009 ~ 0.026	0 / 12	0.017			
東予海域ST 1	619-1	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.74	4 / 12	0.29	0.29	0.012 ~ 0.069	3 / 12	0.026			
東予海域ST 5	619-2	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.33	1 / 12	0.18	0.18	0.008 ~ 0.029	0 / 12	0.018			
東予海域ST-8	619-3	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.33	1 / 12	0.19	0.19	0.008 ~ 0.037	1 / 12	0.018			
澁瀬北西部	今治海域ST 1	632-1	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.21	0 / 12	0.15	0.14	0.014 ~ 0.034	1 / 12	0.023	0.021	
	今治海域ST 2	632-2	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.19	0 / 12	0.13	0.13	0.010 ~ 0.033	1 / 12	0.020		
	今治海域ST 3	632-3	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.18	0 / 12	0.13	0.13	0.013 ~ 0.032	2 / 12	0.021		
	今治海域ST 4	632-4	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.21	0 / 12	0.13	0.13	0.011 ~ 0.031	1 / 12	0.020		
	今治海域ST 5	632-5	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.29	0 / 12	0.14	0.14	0.011 ~ 0.030	0 / 12	0.020		
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域ST 1	628-1	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.18	0 / 6	0.14	0.16	0.012 ~ 0.029	0 / 6	0.021	0.021	
	波方・大西・菊間海域ST 2	628-2	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.29	0 / 6	0.16	0.16	0.017 ~ 0.031	1 / 6	0.025		
	波方・大西・菊間海域ST 3	628-3	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.62	1 / 6	0.21	0.21	0.013 ~ 0.039	1 / 6	0.024		
	波方・大西・菊間海域ST 4	628-4	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.17	0 / 6	0.12	0.12	0.011 ~ 0.027	0 / 6	0.020		
	波方・大西・菊間海域ST 5	628-5	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.17	0 / 6	0.12	0.12	0.011 ~ 0.027	0 / 6	0.019		
	波方・大西・菊間海域ST 6	628-6	イ	年間	表層	0.07 ~ 3.10	1 / 6	0.62	0.62	0.011 ~ 0.110	1 / 6	0.035		
	波方・大西・菊間海域ST-7	628-30	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.17	0 / 6	0.13	0.13	0.011 ~ 0.027	0 / 6	0.020		
	北条海域ST 1	628-7	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12	0.12	0.013 ~ 0.030	0 / 6	0.019		
	北条海域ST 2	628-8	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.19	0 / 6	0.13	0.13	0.013 ~ 0.029	0 / 6	0.020		
	北条海域ST 3	628-9	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12	0.12	0.012 ~ 0.031	1 / 6	0.019		
	北条海域ST-4	628-31	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12	0.12	0.013 ~ 0.031	1 / 6	0.019		
	松山海域ST 1	628-10	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.17	0 / 6	0.13	0.13	0.014 ~ 0.032	1 / 6	0.022		
	松山海域ST 3	628-11	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12	0.12	0.014 ~ 0.031	1 / 6	0.020		
	松山海域ST 4	628-12	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12	0.12	0.013 ~ 0.031	1 / 6	0.020		
	松山海域ST 7	628-13	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.37	1 / 6	0.16	0.16	0.013 ~ 0.032	2 / 6	0.022		
	松山海域ST 11	628-14	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.18	0 / 6	0.14	0.14	0.016 ~ 0.040	1 / 6	0.024		
	松山海域ST 12	628-15	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.16	0 / 6	0.12	0.12	0.012 ~ 0.031	1 / 6	0.019		
	松山海域ST 13	628-16	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.17	0 / 6	0.13	0.13	0.013 ~ 0.030	0 / 6	0.019		
	松前海域ST 1	628-17	イ	年間	表層	0.09 ~ 1.30	1 / 4	0.43	0.43	0.015 ~ 0.100	1 / 4	0.040		
	松前海域ST 2	628-18	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.18	0 / 4	0.12	0.12	0.014 ~ 0.028	0 / 4	0.020		
	伊予海域ST 1	628-19	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.17	0 / 4	0.12	0.12	0.012 ~ 0.033	1 / 4	0.021		
	伊予海域ST 2	628-20	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.15	0 / 4	0.10	0.10	0.012 ~ 0.030	0 / 4	0.018		
	伊予海域ST-3	628-32	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.15	0 / 4	0.11	0.11	0.011 ~ 0.027	0 / 4	0.018		
	双海海域ST 1	628-21	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.16	0 / 4	0.12	0.12	0.012 ~ 0.029	0 / 4	0.020		
	双海海域ST 2	628-22	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.12	0 / 4	0.10	0.10	0.012 ~ 0.024	0 / 4	0.017		
	長浜海域ST 1	628-23	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.18	0 / 4	0.15	0.15	0.013 ~ 0.026	0 / 4	0.019		
	長浜海域ST 2	628-24	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.16	0 / 4	0.14	0.14	0.012 ~ 0.023	0 / 4	0.017		
長浜海域ST 3	628-25	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.47	1 / 4	0.21	0.21	0.014 ~ 0.023	0 / 4	0.019			
長浜海域ST 4	628-26	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.17	0 / 4	0.14	0.14	0.013 ~ 0.023	0 / 4	0.017			
長浜海域ST-5	628-33	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.15	0 / 4	0.13	0.13	0.012 ~ 0.022	0 / 4	0.017			
伊方海域ST 1	628-27	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.15	0 / 4	0.13	0.13	0.013 ~ 0.025	0 / 4	0.020			
三崎海域ST 1	628-29	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.18	0 / 4	0.13	0.13	0.013 ~ 0.021	0 / 4	0.017			
瀬戸海域ST 1	628-28	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.13	0 / 4	0.12	0.12	0.015 ~ 0.023	0 / 4	0.019			
瀬戸海域ST-3	628-34	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.13	0 / 4	0.12	0.12	0.013 ~ 0.023	0 / 4	0.018			
宇和海一般	伊方海域ST 2	631-3	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.75	1 / 4	0.29	0.24	0.018 ~ 0.094	1 / 4	0.039	0.026	
	伊方海域ST 3	631-4	イ	年間	表層	0.20 ~ 0.49	2 / 4	0.33	0.33	0.018 ~ 0.044	1 / 4	0.026		
	伊方海域ST 4	631-5	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.32	1 / 4	0.23	0.23	0.019 ~ 0.028	0 / 4	0.022		
	三崎海域ST 2	631-1	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.14	0 / 4	0.12	0.12	0.014 ~ 0.023	0 / 4	0.019		
	三崎海域ST-3	631-34	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.13	0 / 4	0.10	0.10	0.013 ~ 0.024	0 / 4	0.018		
	瀬戸海域ST 2	631-2	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.18	0 / 4	0.14	0.14	0.015 ~ 0.020	0 / 4	0.017		
	八幡浜・保内海域ST 1	631-6	イ	年間	表層	0.15 ~ 2.60	2 / 4	0.88	0.88	0.022 ~ 0.039	1 / 4	0.028		
	八幡浜・保内海域ST 2	631-7	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.60	2 / 4	0.30	0.30	0.019 ~ 0.022	0 / 4	0.021		
	八幡浜・保内海域ST 3	631-8	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.26	0 / 4	0.19	0.19	0.019 ~ 0.026	0 / 4	0.022		
	八幡浜・保内海域ST 4	631-9	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.28	0 / 4	0.19	0.19	0.017 ~ 0.022	0 / 4	0.019		
	八幡浜・保内海域ST 6	631-10	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.56	1 / 4	0.29	0.29	0.021 ~ 0.052	2 / 4	0.033		
	八幡浜・保内海域ST-7	631-35	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.27	0 / 4	0.19	0.19	0.013 ~ 0.023	0 / 4	0.017		
	三瓶海域ST 1	631-11	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.23	0 / 4	0.18	0.18	0.015 ~ 0.041	1 / 4	0.024		
	三瓶海域ST 2	631-12	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.24	0 / 4	0.16	0.16	0.015 ~ 0.049	1 / 4	0.026		
	三瓶海域ST 3	631-13	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.50	1 / 4	0.24	0.24	0.017 ~ 0.038	1 / 4	0.026		
	明浜海域ST 1	631-14	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.17	0 / 4	0.15	0.15	0.015 ~ 0.025	0 / 4	0.021		
	明浜海域ST 2	631-15	イ	年間	表層	0.16 ~ 0.28	0 / 4	0.20	0.20	0.017 ~ 0.034	2 / 4	0.026		
	明浜海域ST 3	631-16	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.55	1 / 4	0.28	0.28	0.023 ~ 0.037	2 / 4	0.031		
	明浜海域ST 4	631-17	イ	年間	表層	0.13 ~ 1.40	1 / 4	0.48	0.48	0.022 ~ 0.055	1 / 4	0.033		
	吉田海域ST 1	631-18	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.17	0 / 4	0.15	0.15	0.017 ~ 0.027	0 / 4	0.023		
	吉田海域ST 2	631-19	イ	年間	表層	0.14 ~ 1.40	2 / 4	0.58	0.58	0.028 ~ 0.096	3 / 4	0.056		
	吉田海域ST 3	631-20	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.54	1 / 4	0.28	0.28	0.017 ~ 0.050	2 / 4	0.037		
	宇和島海域ST 3	631-21	イ	年間	表層	0.23 ~ 0.34	3 / 4	0.30	0.30	0.033 ~ 0.054	4 / 4	0.043		
	宇和島海域ST 4	631-22	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.25	0 / 4	0						

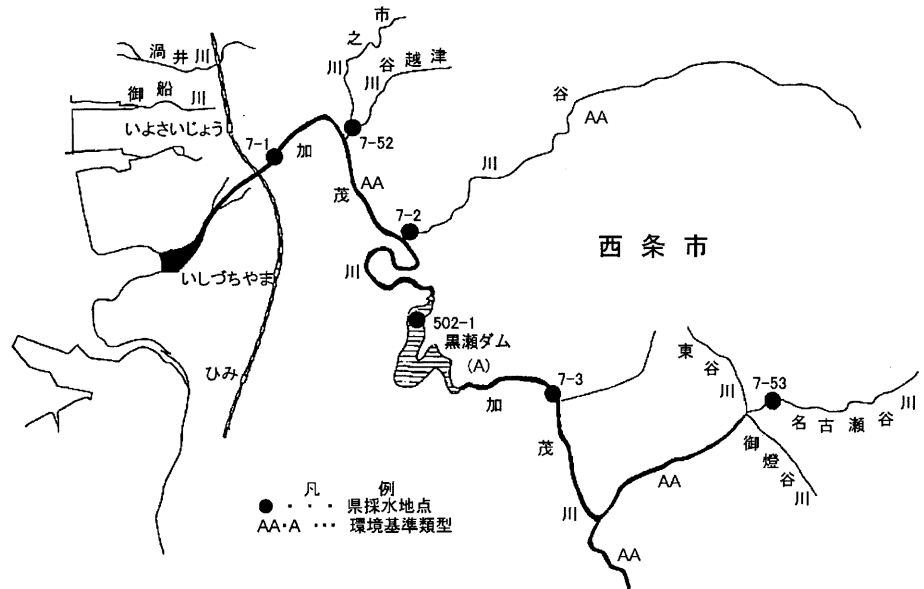
資料 3-11 水質調査地点図

- 凡 例
 ● . . . 県採水地点
 △ . . . 国採水地点
 AA・A . . . 環境基準類型

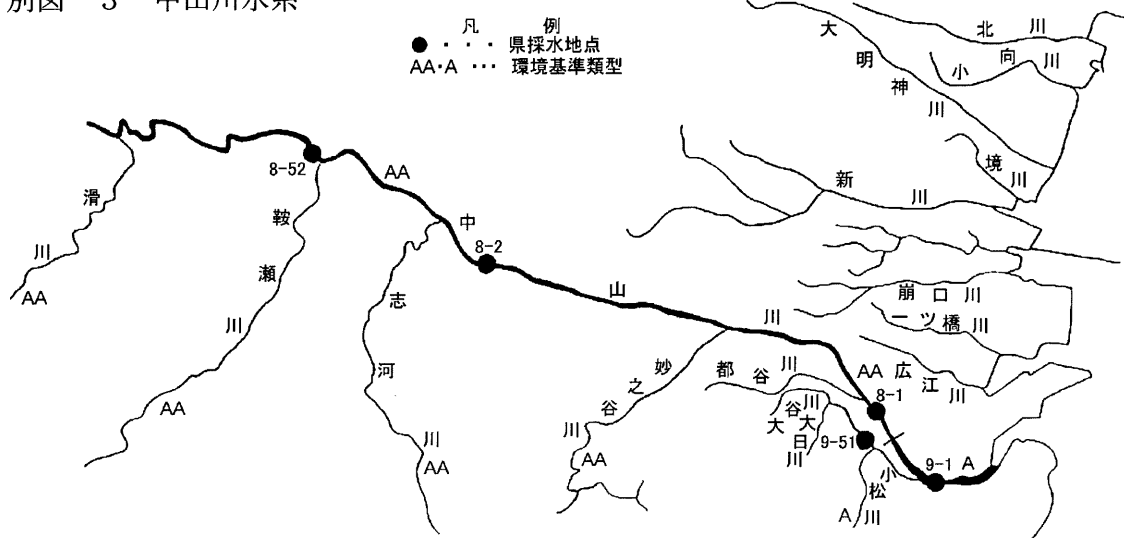
別図-1 銅山川水系



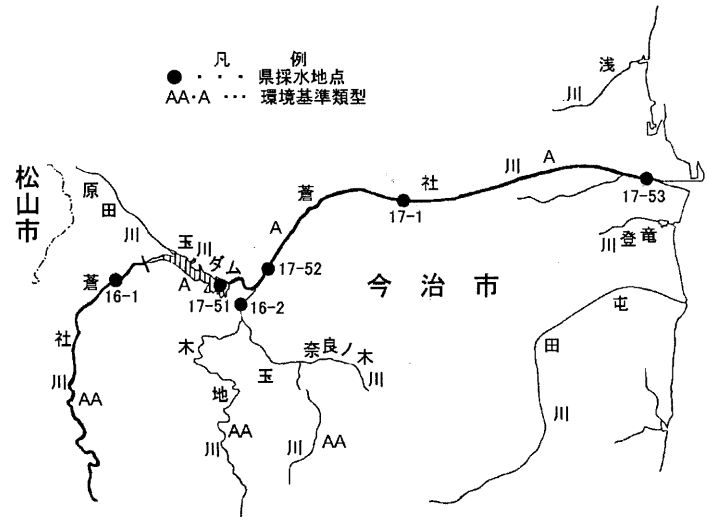
別図-2 加茂川水系



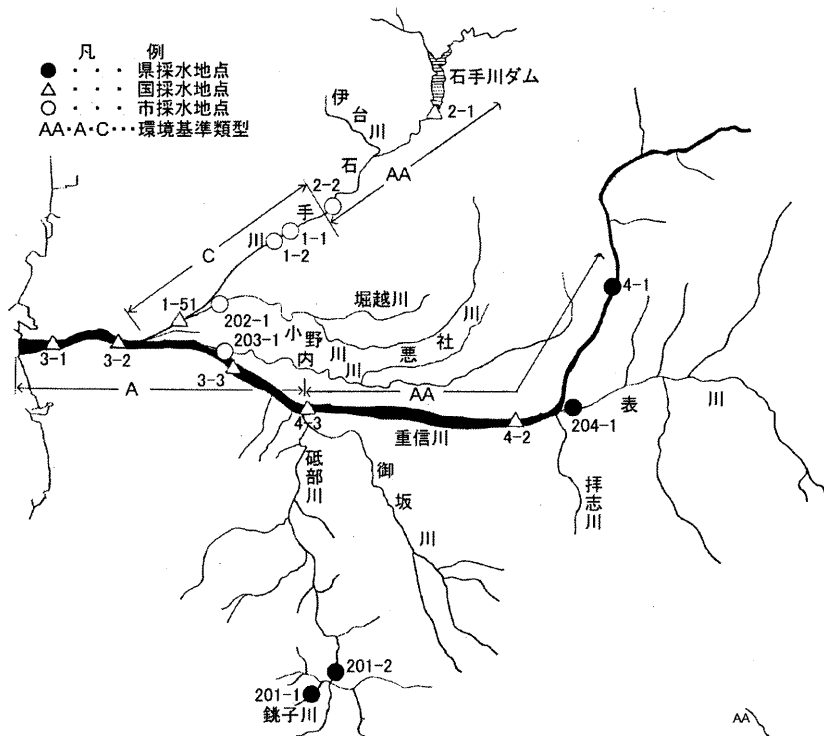
別図-3 中山川水系



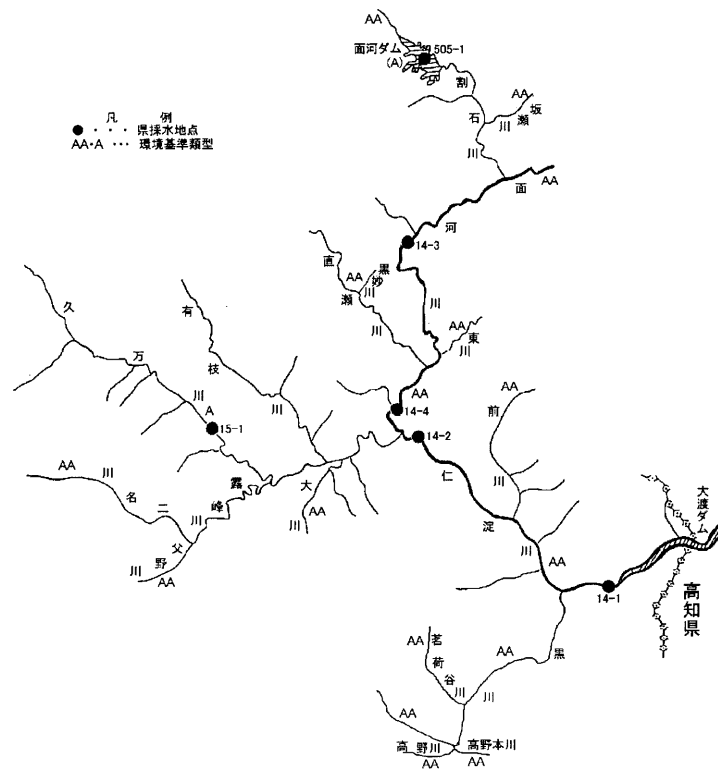
別図-4 蒼社川水系



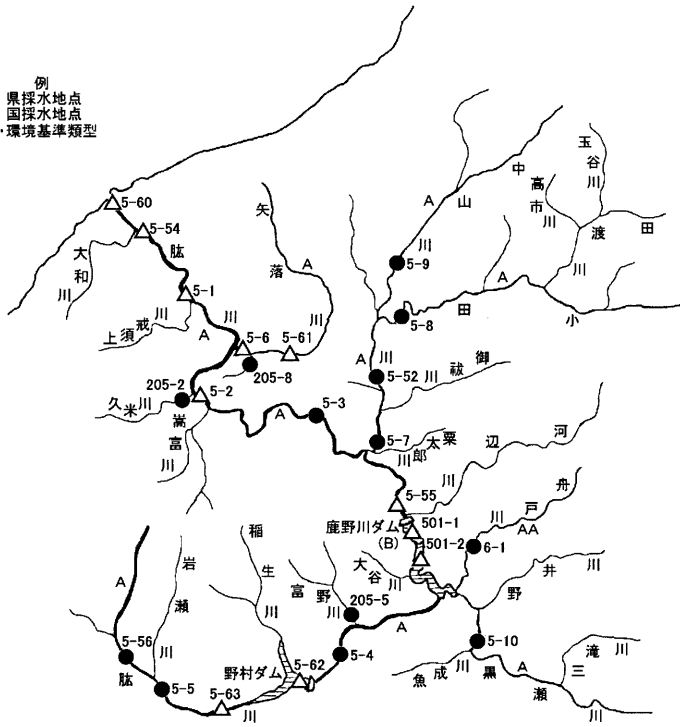
別図-5 重信川水系



別図-6 仁淀川水系



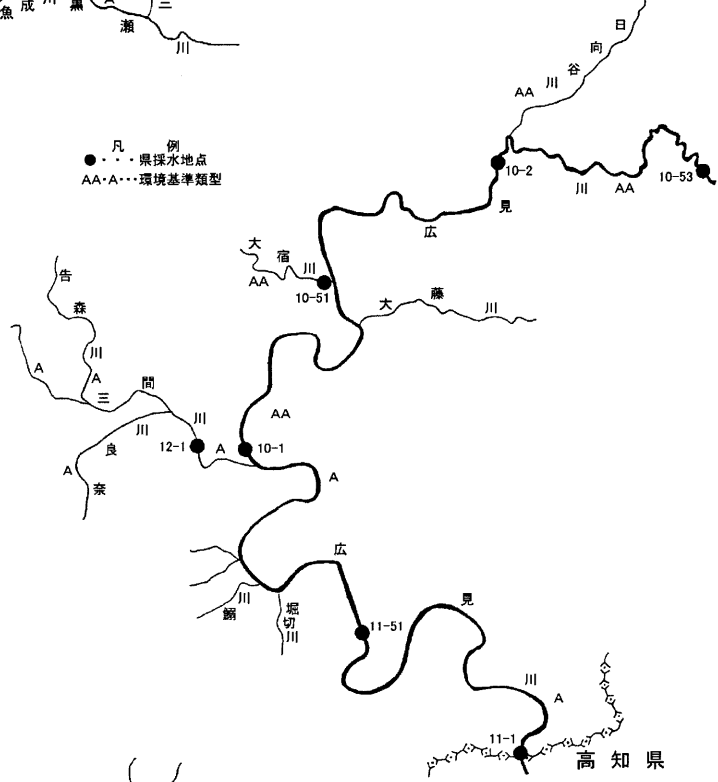
- 凡例
 ●... 県採水地点
 △... 国採水地点
 AA・A・B... 環境基準類型



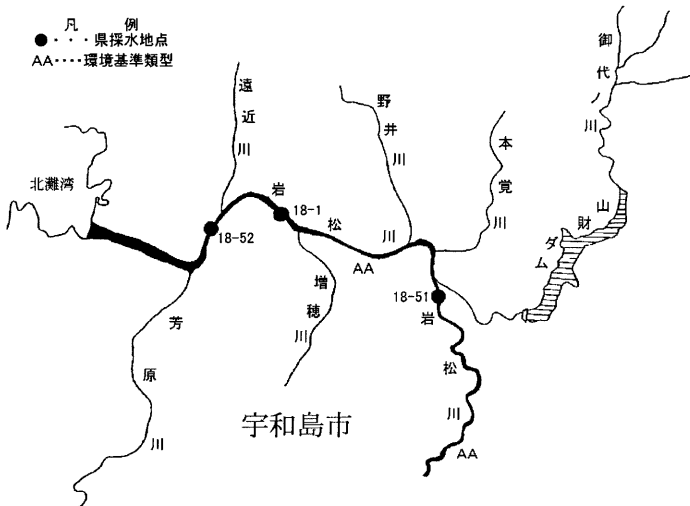
別図-7 肱川水系

別図-8 広見川水系

- 凡例
 ●... 県採水地点
 AA・A... 環境基準類型

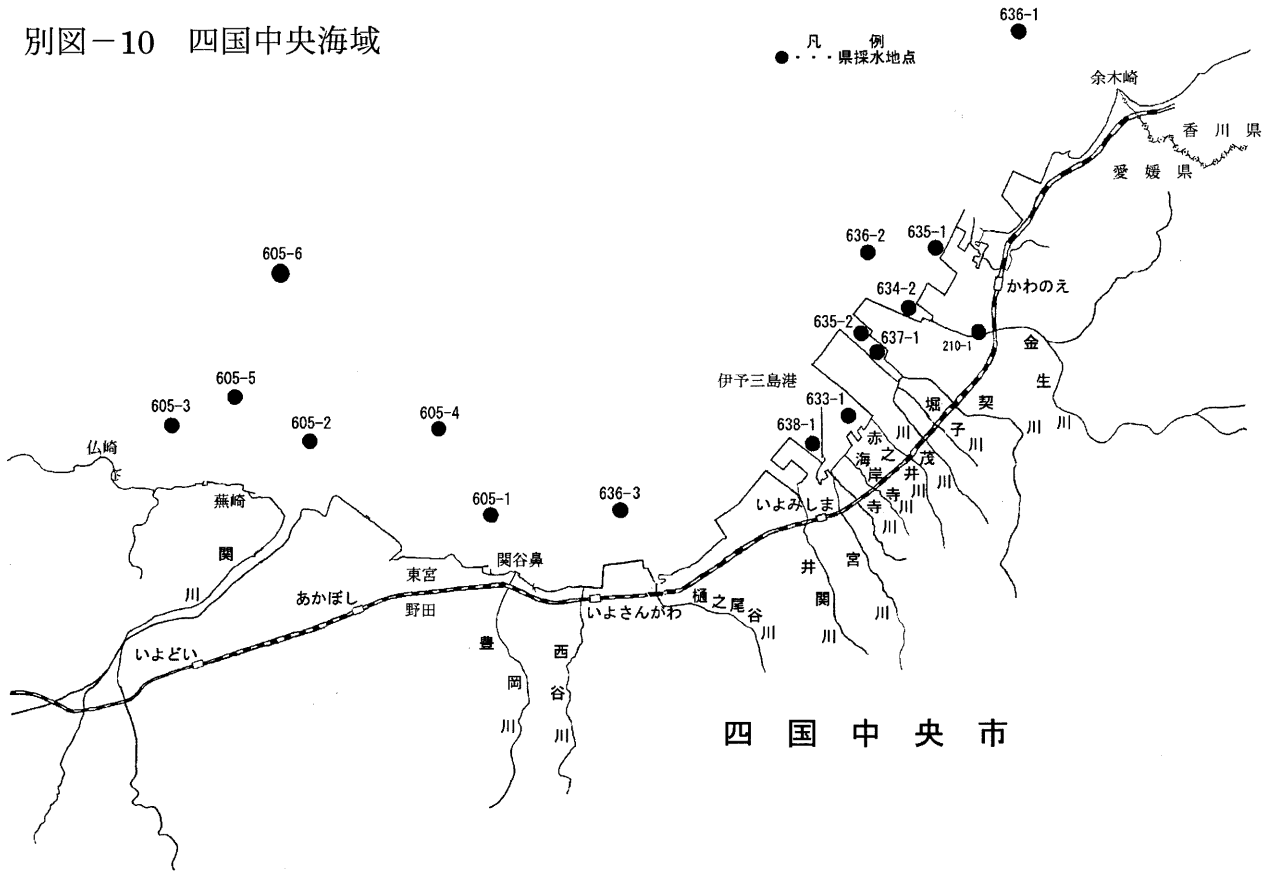


- 凡例
 ●... 県採水地点
 AA... 環境基準類型

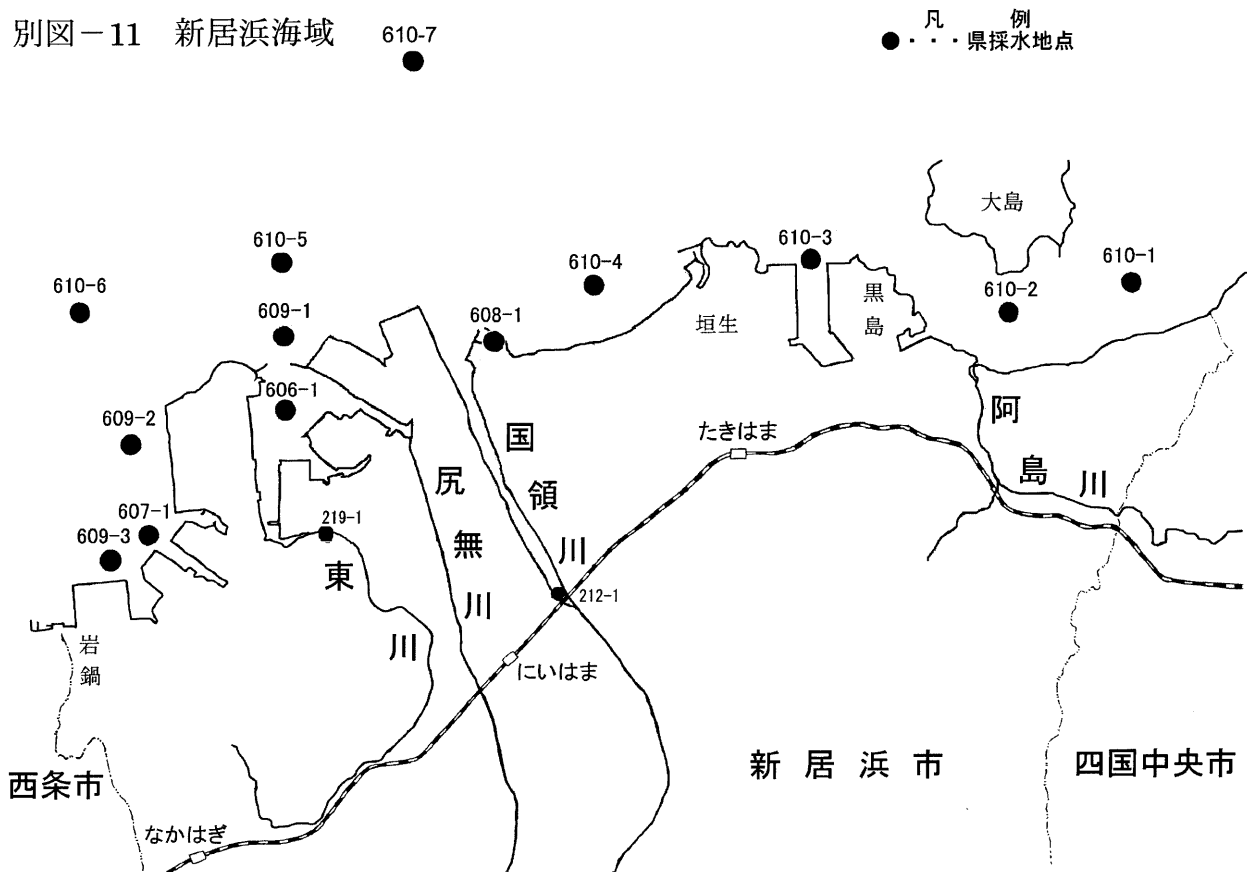


別図-9 岩松川水系

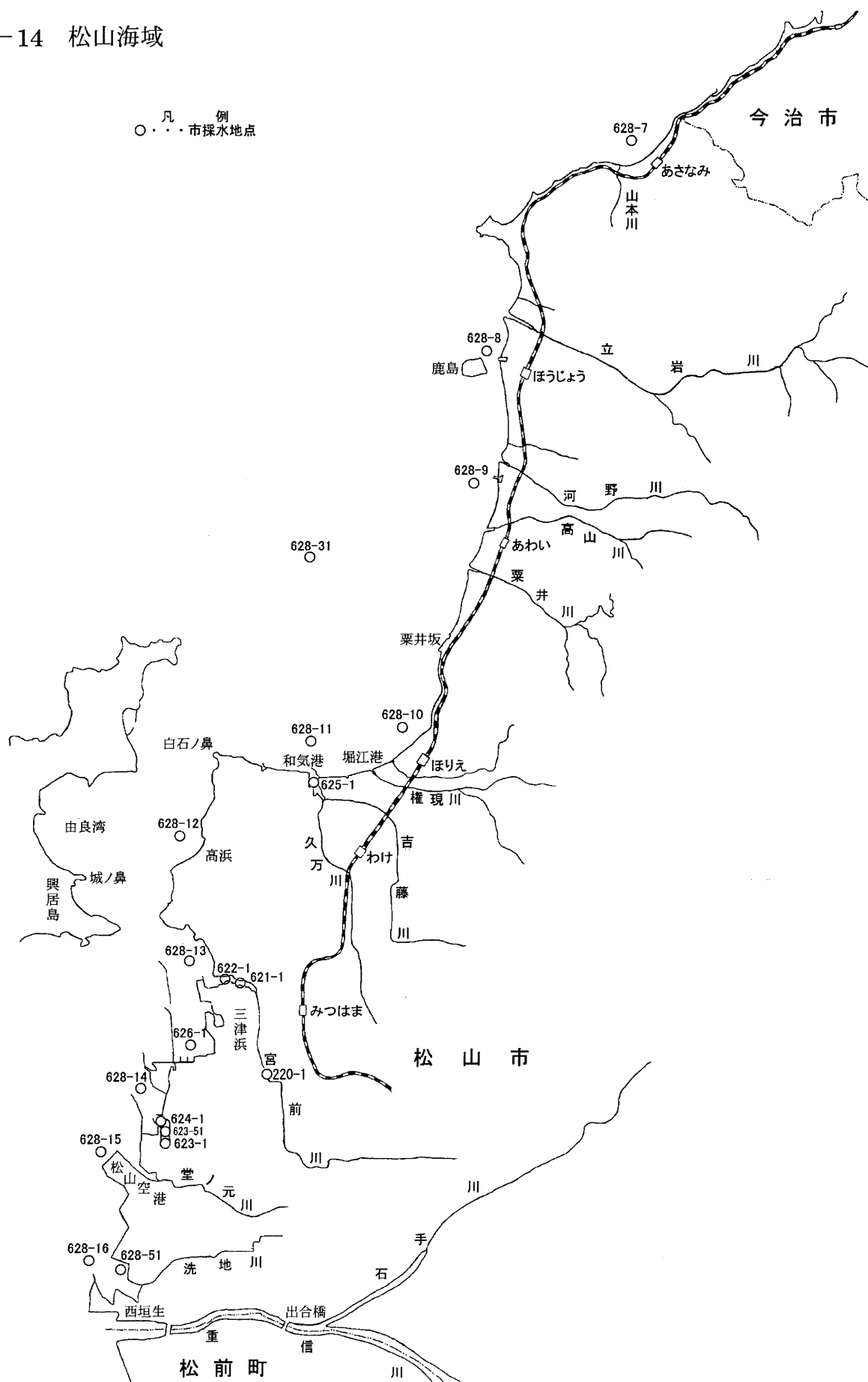
別図-10 四国中央海域



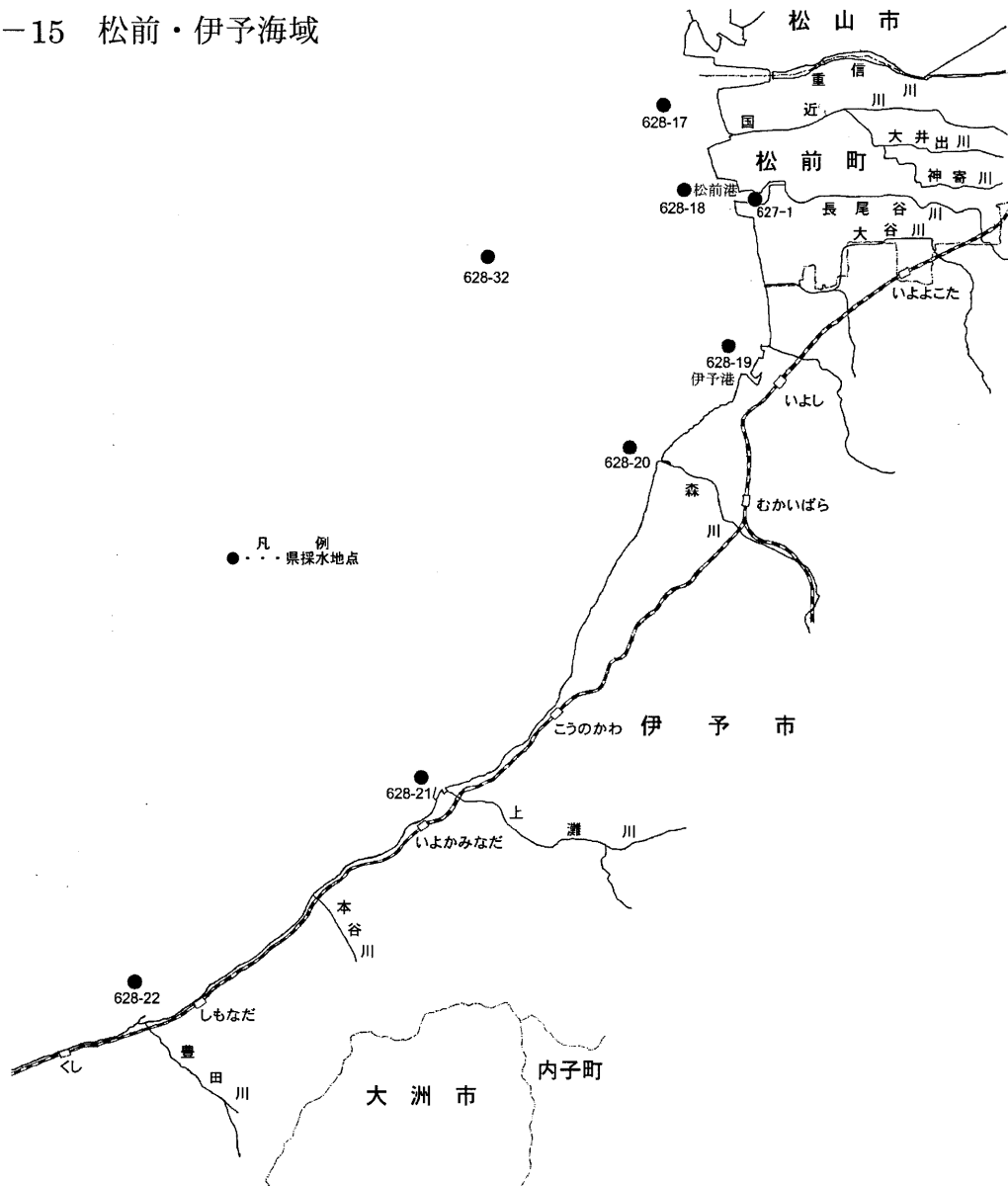
別図-11 新居浜海域 610-7



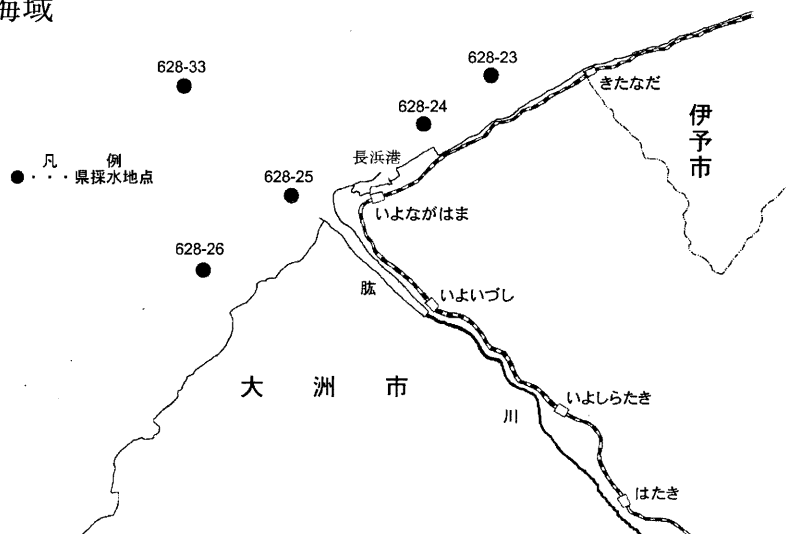
別図-14 松山海域



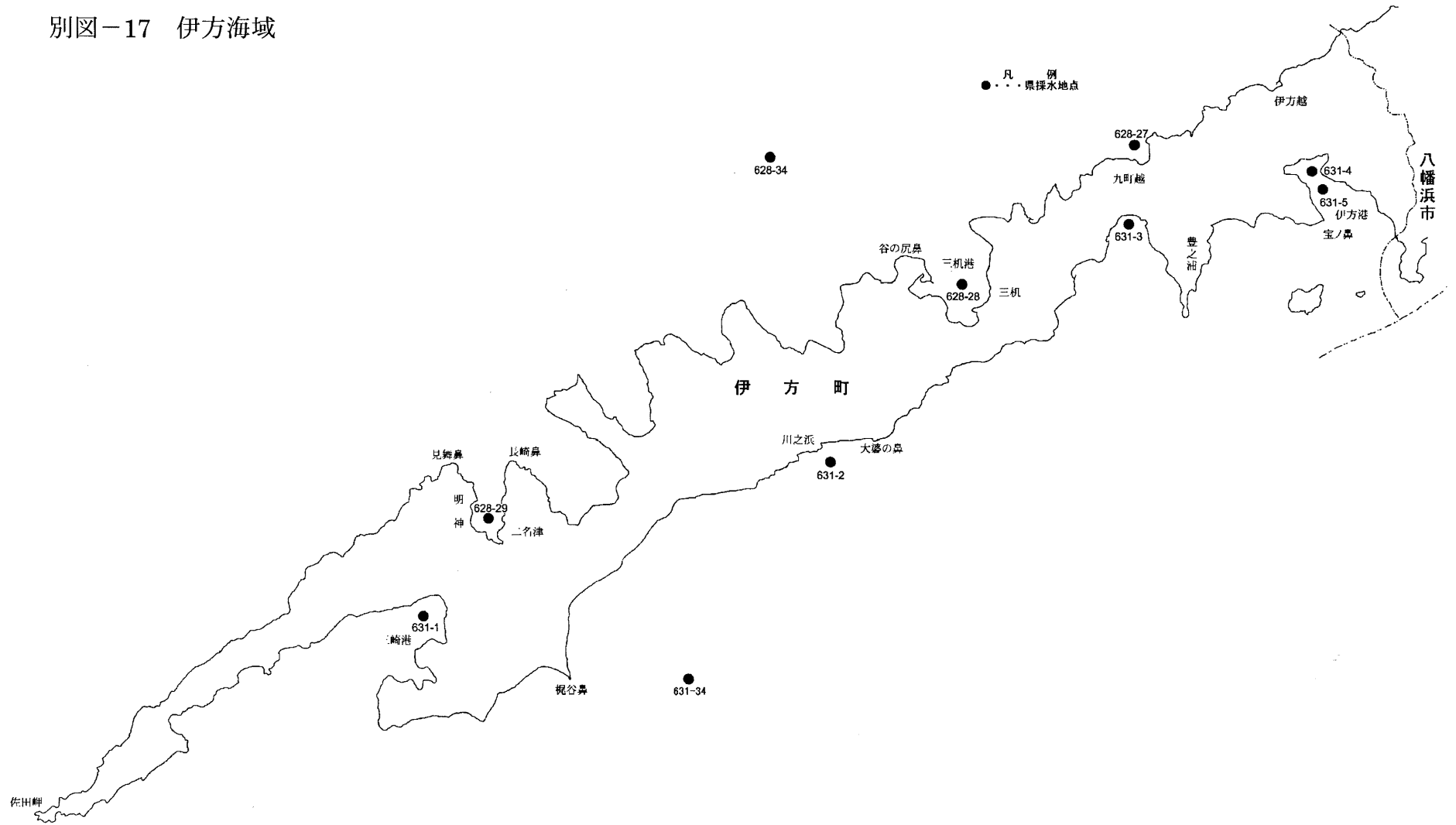
別図-15 松前・伊予海域



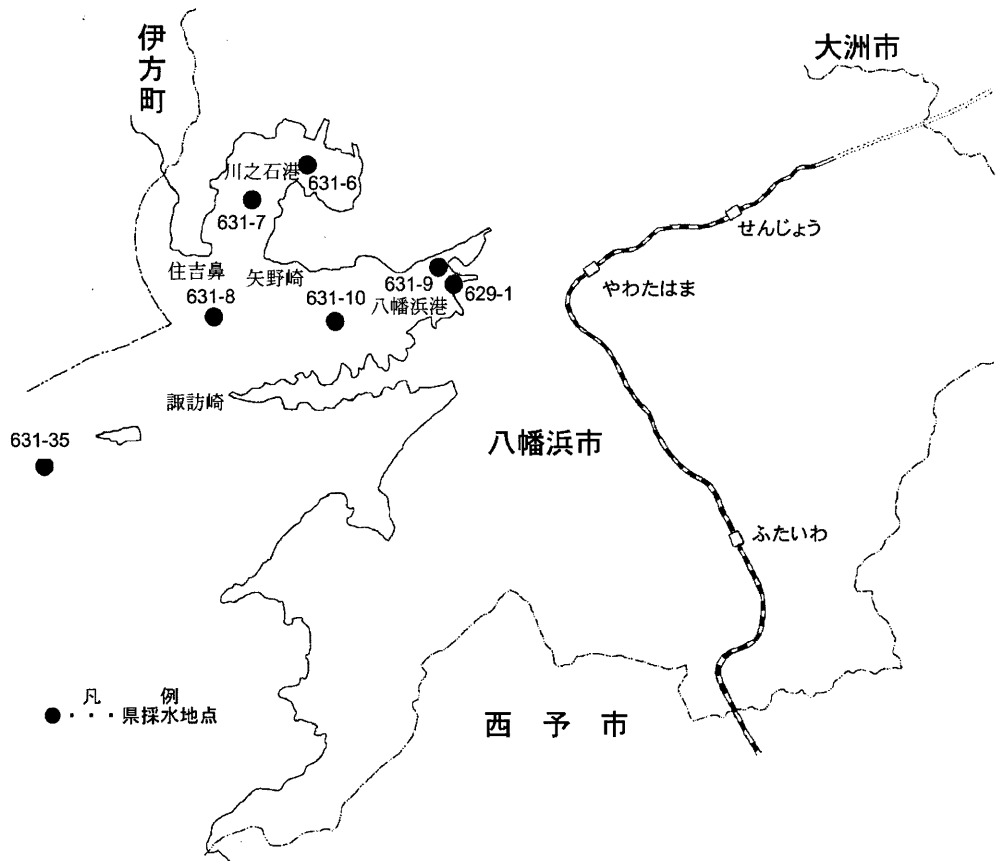
別図-16 大洲海域



別図-17 伊方海域



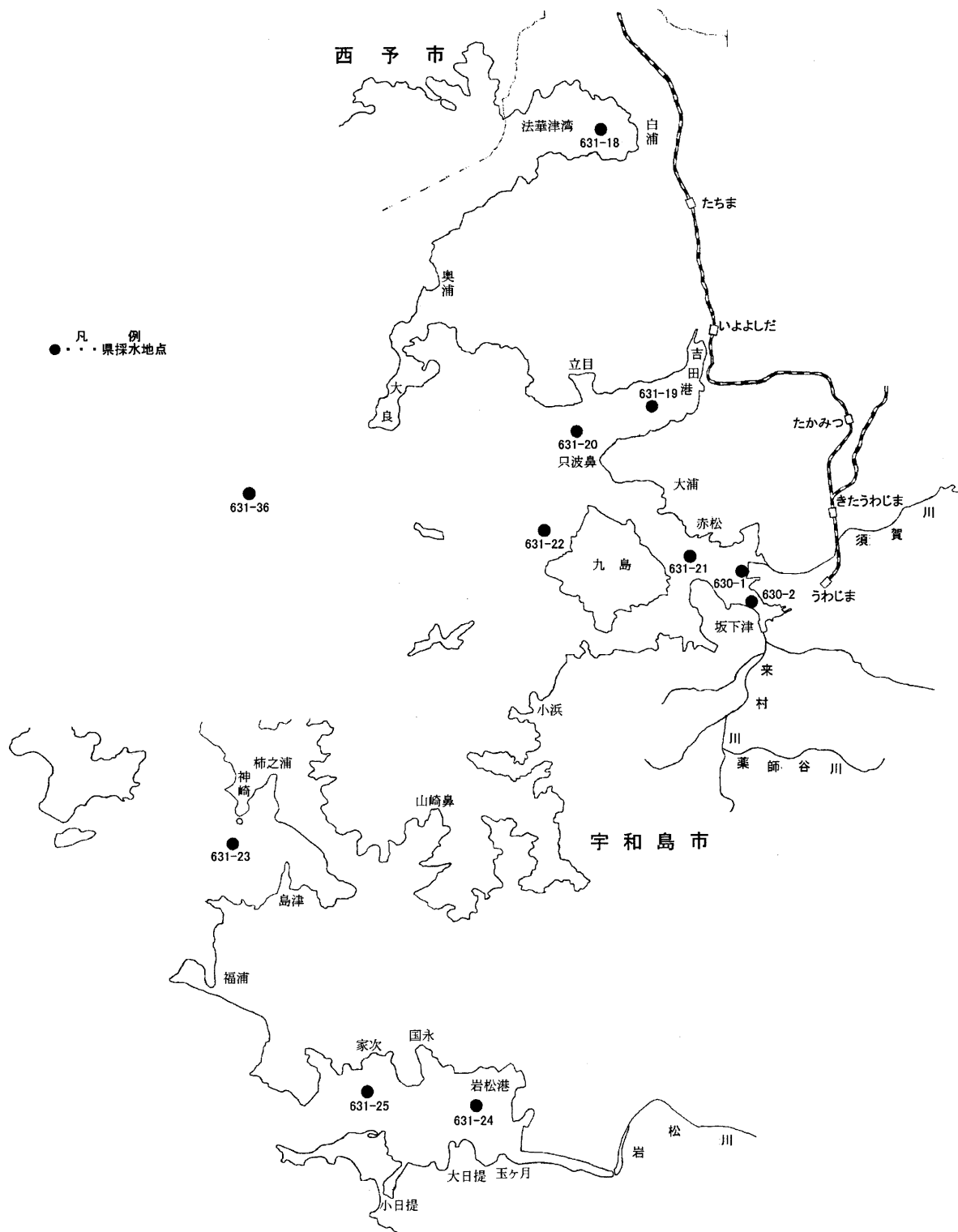
別図-18 八幡浜海域



別図-19 西予海域



別図-20 宇和島海域



別図-21 愛南海域



資料 3-12 平成18年度地下水の水質調査結果

ア 定期モニタリング調査

○調査項目：砒素

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			砒素
今治市	1	1	0.016
上島町	1	0	
松山市	1	0	
大洲市	1	0	
宇和島市	1	0	
合計	5	1	0.016

○調査項目：有機塩素系

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			テトラクロロエチレン
四国中央市	2	0	
新居浜市	4	0	
西条市	2	0	
今治市	3	0	
東温市	4	0	
松山市	10	1	0.019
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	3	0	
合計	31	1	0.019

○調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	0	
今治市	14	9	12~23
上島町	4	2	15~20
東温市	4	0	
松山市	6	3	14~16
松前町	1	1	15
砥部町	2	1	11
伊予市	4	2	17~20
内子町	1	0	
大洲市	1	0	
伊方町	2	0	
八幡浜市	1	1	13
西予市	1	1	12
宇和島市	1	1	11
愛南町	1	1	14
合計	46	22	11~23

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	1	0	
新居浜市	2	0	
西条市	2	0	
今治市	3	1	12
上島町	1	0	
東温市	1	0	
松山市	12	2	15~21
松前町	1	0	
伊予市	1	0	
久万高原町	1	0	
八幡浜市	1	0	
伊方町	1	0	
西予市	1	0	
宇和島市	2	0	
鬼北町	1	0	
愛南町	1	0	
合計	32	3	12~21

ウ 汚染井戸周辺地区調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/l)	汚染原因
今治市山之内	17	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12~16	施肥
		2	ふっ素	0.84~1.0	地質
松山市津和地	10	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13~17	施肥
松山市上怒和	8	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13~24	施肥

資料 3-13 水浴場の水質調査結果

名称	市町	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100m ³)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	水質 判定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100m ³)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	水質 判定
余木崎	四国中央市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	15	2.0	>1	なし	水質A
寒川	四国中央市	3	2.0	>1	なし	水質A	26	1.3	>1	なし	水質A
マリンパーク新居浜	新居浜市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
休暇村瀬戸内東予	今治市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	16	2.9	>1	なし	水質B
志島	今治市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	59	2.6	>1	なし	水質B
唐子浜	今治市	24	1.5	>1	なし	水質A	80	2.4	>1	なし	水質B
大角海浜公園	今治市	10	1.5	>1	なし	水質A	2	1.8	>1	なし	水質A
伯方ビーチ	今治市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	6	1.8	>1	なし	水質A
沖浦ビーチ	今治市	7	1.5	>1	なし	水質A	<2	1.9	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
松原	上島町	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
御三戸	久万高原町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.1	>1	なし	水質AA
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
須賀	伊方町	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
川之浜	伊方町	13	1.3	>1	なし	水質A	<2	1.4	>1	なし	水質AA
ムーンビーチ井野浦	伊方町	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
大早津	西予市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
須ノ川	愛南町	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.0	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.0	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	4	1.5	>1	なし	水質A	77	1.5	>1	なし	水質A
梅津寺	松山市	28	1.7	>1	なし	水質A	30	2.0	>1	なし	水質A
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」、「不適」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」である水浴場を「水質A」、「水質B」である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出	油膜が認められない	2mg/l以下	全透
		(検出限界 2個/100m ³)		(湖沼は3mg/l以下)	(水深1m以上)
可	水質A	100個/100m ³ 以下	油膜が認められない	2mg/l以下	全透
				(湖沼は3mg/l以下)	(水深1m以上)
可	水質B	400個/100m ³ 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	水深1m未満～50cm以上
		1,000個/100m ³ 以下		常時は油膜が認められない	8mg/l以下
不適		1,000個/100m ³ を超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/lを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

(1) 「水質B」または「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/m³を超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

(平成9年4月11日 環境庁水質保全局長通知)

資料3-14 平成18年度ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果

種別	農薬名	ゴルフ場排水			環境省 暫定指針値 (mg/l)
		超過 検体数	検出濃度 (mg/l)	検出 検体数	
殺虫剤	アセフェート	0	検出されず	0	0.8
	イソキサチオン	0	検出されず	0	0.08
	エトフェンブロックス	0	検出されず	0	0.8
	ダイアジノン	0	検出されず~0.0007	2	0.05
	チオジカルブ	0	検出されず	0	0.8
	トリクロルホン(DEP)	0	検出されず	0	0.3
	ピリダフェンチオン	0	検出されず	0	0.02
	フェニトロチオン(MEP)	0	検出されず	0	0.03
殺菌剤	アゾキシストロビン	0	検出されず	0	5
	イソプロチオラン	0	検出されず	0	0.4
	イプロジオン	0	検出されず	0	3
	イミノクタジン酢酸塩	0	検出されず	0	0.06
	クロロネブ	0	検出されず	0	0.5
	トルクロホスメチル	0	検出されず	0	0.8
	フルトラニル	0	検出されず	0	2
	プロピコナゾール	0	検出されず	0	0.5
	ベンシクロン	0	検出されず	0	0.4
	ホセチル	0	検出されず	0	23
	ポリカーバメート	0	検出されず	0	0.3
	メタラキシル	0	検出されず	0	0.5
	メプロニル	0	検出されず~0.002	1	1
除草剤	アシュラム	0	検出されず	0	2
	ジチオピル	0	検出されず	0	0.08
	シデュロン	0	検出されず	0	3
	シマジン(CAT)	0	検出されず	0	0.03
	テルブカルブ(MBPMC)	0	検出されず~0.002	1	0.2
	トリクロピル	0	検出されず	0	0.06
	ナプロパミド	0	検出されず	0	0.3
	ハロスルフロメチル	0	検出されず~0.013	1	0.3
	ピリブチカルブ	0	検出されず	0	0.2
	ブタミホス	0	検出されず	0	0.04
	フラザスルフロ	0	検出されず	0	0.3
	プロピザミド	0	検出されず~0.069	1	0.08
	ベンスリド(SAP)	0	検出されず	0	1
	ベンディメタリン	0	検出されず	0	0.5
	ベンフルラリン(ベスロジン)	0	検出されず	0	0.8
	メコプロップ(MCPP)	0	検出されず	0	0.05
	メチルダイムロン	0	検出されず	0	0.3
	合計	0	-	6	-

資料3-15 平成18年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針 超過数	検出 検体数	調査 検体数	検出濃度 (mg/l)	環境省 暫定指針値 (mg/l)
殺虫剤	ダイアジノン	0	0	8	検出されず	0.05
	チオジカルブ	0	0	6	検出されず	0.8
	フェニトロチオン(MEP)	0	0	1	検出されず	0.03
殺菌剤	アゾキシストロビン	0	0	1	検出されず	5
	イソプロチオラン	0	0	1	検出されず	0.4
	イプロジオン	0	0	1	検出されず	3
	イミノクタジン酢酸塩	0	0	1	検出されず	0.06
	トルクロホスメチル	0	0	1	検出されず	0.8
	ベンシクロン	0	1	2	検出されず~0.01	0.4
	メタラキシル	0	0	1	検出されず	0.5
	メプロニル	0	0	1	検出されず	1
	シプロコナゾール	0	0	1	検出されず	-
ポリオキシシ	0	0	1	検出されず	-	
除草剤	アシュラム	0	1	2	<0.001~0.024	2
	ジチオピル	0	1	3	検出されず~0.007	0.08
	ナプロパミド	0	0	1	検出されず	0.3
	ハロスルフロメチル	0	0	4	検出されず	0.3
	フラザスルフロ	0	0	1	検出されず	0.3
	プロピザミド	0	0	2	検出されず	0.08
	ベンディメタリン	0	0	5	検出されず	0.5
	メコプロップ(MCPP)	0	0	1	検出されず	0.05
	シクロスルファミロン	0	1	3	検出されず~0.002	-
	シンメチリン	0	0	2	検出されず	-
	トリアジフラム	0	0	1	検出されず	-
	トリフロキシスルフロ	0	0	2	検出されず	-
	プロジアミン	0	0	8	検出されず	-
	リムスルフロ	0	0	1	検出されず	-

資料 3 - 16 水質汚濁防止法特定施設一覧表（施行令第 1 条 別表第 1）

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ) 選鉱施設、(ロ) 選炭施設、(ハ) 坑水中和沈でん施設、(ニ) 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ) 豚房施設、(ロ) 牛房施設、(ハ) 馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、(ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ) 水産動物原料処理施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 脱水施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 圧搾施設、(ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 湯煮施設、(ニ) 濃縮施設、(ホ) 精製施設、(ハ) ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。）、(ハ) ろ過施設、(ニ) 分離施設、(ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、(ハ) 搾汁施設、(ニ) ろ過施設、(ホ) 湯煮施設、(ア) 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 圧搾施設、(ニ) 真空濃縮施設、(ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 圧搾施設、(ニ) 分離施設
13	イースト製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ) 原料浸せき施設、(ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。）、(ハ) 分離施設、(ニ) 渋だめ及びこれに類する
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) ろ過施設、(ハ) 精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 湯煮施設、(ハ) 洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ) 水洗式脱臭施設、(ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ) まゆ湯煮施設、(ロ) 副産物処理施設、(ハ) 原料浸せき施設、(ニ) 精練機及び精練そう、(ホ) シルケット機、(ア) 漂白機及び漂白そう、(ト) 染色施設、(チ) 薬液浸透施設、(リ) のり抜き施設
20	洗毛業	(イ) 洗毛施設、(ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ) 湿式紡糸施設、(ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、(ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ) 湿式バーカー、(ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ) 湿式バーカー、(ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ) 原料浸せき施設、(ロ) 湿式バーカー、(ハ) 碎木機、(ニ) 蒸解施設、(ホ) 蒸解廃液濃縮施設、(ア) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、(ト) 漂白施設、(チ) 抄紙施設（抄造施設を含む。）、(リ) セロハン製膜施設、(ヌ) 湿式繊維板成型施設、(ル) 廃ガス洗浄施設

23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ) 自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ) ろ過施設、(ロ) 分離施設、(ハ) 水洗式破碎施設、(ニ) 廃ガス洗浄施設、(ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ) 塩水精製施設、(ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業	(イ) 洗浄施設、(ロ) ろ過施設、(ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ) ろ過施設、(ロ) 遠心分離機、(ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ア) 青酸製造施設のうち、反応施設、(ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ヌ) 廃ガス洗浄施設、(ル) 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ) 湿式アセチレンガス発生施設、(ロ) さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、(ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ア) クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ) 静置分離器、(ハ) タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）	(イ) 原料処理施設、(ロ) 蒸りゅう施設、(ハ) 遠心分離機、(ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ) ろ過施設、(ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ) 遠心分離機、(ニ) 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ) 縮合反応施設、(ロ) 水洗施設、(ハ) 遠心分離機、(ニ) 静置分離器、(ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ア) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、(ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ) 廃ガス洗浄施設、(ヌ) 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ) ろ過施設、(ロ) 脱水施設、(ハ) 水洗施設、(ニ) ラテックス濃縮施設、(ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ) 蒸りゅう施設、(ロ) 分離施設、(ハ) 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ) 廃酸分離施設、(ロ) 廃ガス洗浄施設、(ハ) 湿式集じん施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ) 洗浄施設、(ロ) 分離施設、(ハ) ろ過施設、(ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、(ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ア) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設、(チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設、(リ) 2 - エチルヘキシルアルコール又はイソ

		の製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、(ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(オ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設、(ク) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器、(カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(コ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(ク) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(イ) 原料精製施設、(ロ) 塩析施設
39	硬化油製造業	(イ) 脱酸施設、(ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	(イ) 洗浄施設、(ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 石灰づけ施設、(ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(イ) 原料処理施設、(ロ) 脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第28号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(イ) 水洗施設、(ロ) ろ過施設、(ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ) 動物原料処理施設、(ロ) ろ過施設、(ハ) 分離施設、(ニ) 混合施設、(ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(イ) 脱塩施設、(ロ) 原油常圧蒸りゅう施設、(ハ) 脱硫施設、(ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(ホ) 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成型洗浄施設
52	皮革製造業	(イ) 洗浄施設、(ロ) 石灰づけ施設、(ハ) タンニンづけ施設、(ニ) クロム浴施設、(ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ) 研磨洗浄施設、(ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ) 抄造施設、(ロ) 成型機、(ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ窯原料を含む。)の精製業	(イ) 水洗式破碎施設、(ロ) 水洗式分別施設、(ハ) 酸処理施設、(ニ) 脱水施設
59	砕石業	(イ) 水洗式破碎施設、(ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設

61	鉄鋼業	(イ) タール及びガス液分離施設、(ロ) ガス冷却洗浄施設、(ハ) 圧延施設、(ニ) 焼入れ施設、(ホ) 湿式集じ
62	非鉄金属製造業	(イ) 還元そう、(ロ) 電解施設(溶融塩電解施設を除く。)、(ハ) 焼入れ施設、(ニ) 水銀精製施設、(ホ) 廃ガス洗浄施設、(ハ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ) 焼入れ施設、(ロ) 電解式洗浄施設、(ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ) 水銀精製施設、(ホ) 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ) タール及びガス液分離施設、(ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設等の施設のうち、浄水施設	(イ) 沈でん施設、(ロ) ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66の2	旅館業	(イ) ちゅう房施設、(ロ) 洗たく施設、(ハ) 入浴施設
66の3	共同調理場に設置	ちゅう房施設(総床面積が500m ² 未満を除く。)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満を除く。)
66の5	飲食店	ちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満を除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満を除く。)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満を除く。)
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(病床数が300以上の病院)	(イ) ちゅう房施設、(ロ) 洗浄施設、(ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69の2	中央卸売市場	(イ) 卸売場、(ロ) 仲卸売場
69の3	地方卸売市場	(イ) 卸売場、(ロ) 仲卸売場
70		廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満を除く。)
71		自動式車両洗浄施設
71の2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ) 洗浄施設、(ロ) 焼入れ施設
71の3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71の4		産業廃棄物処理施設
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゅう施設
72		し尿処理施設(500人以下を除く。)
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設
	指定地域特定施設(施行令第3条の2)	政令で指定された地域において、特定施設となる施設。(201人以上500人以下のし尿浄化槽)

資料 3-17 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/ℓ]

項目	カドミウム 及び その化合物	シアン 化合物	有機燐 化合物 (注1)	鉛及び その化合物	六価クロム 化合物	砒素及び その化合物	水銀及び アルキル水銀 その他の 水銀化合物	アルキル 水銀化合物	ポリ塩化 ビフェニル	トリクロ エチレン
排出水 (許容限度)	カドミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出され ないこと	0.003	0.3
地下浸透水 (許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002

項目	テトラクロ エチレン	ジクロロメタン	四塩化 炭素	1,2-ジ クロロエタン	1,1-ジクロ ロエチレン	シス-1,2-ジ クロロエチレン	1,1,1-トリ クロロエタン	1,1,2-トリ クロロエタン	1,3-ジクロ ロベンゼン	チウラム
排出水 (許容限度)	0.1	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水 (許容限度)	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006

項目	シマジン	オキサ カルブ	ベンゼン	セレン及 びその化 合物	ほう素及び その化合物		ふっ素及び その化合物		アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
					海域以外 ほう素 10	海域 ほう素 230	海域以外 ふっ素 8	海域 ふっ素 15	
排出水 (許容限度)	0.03	0.2	0.1	セレン 0.1	海域以外 ほう素 10	海域 ほう素 230	海域以外 ふっ素 8	海域 ふっ素 15	100(注2)
地下浸透水 (許容限度)	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

注1：パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：pHは－、その他はmg/ℓ]

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8～8.6	5.0～9.0	160	120	160	120	200	150

生活項目の保全に関する項目（特殊項目）

[単位：大腸菌群数は個/cm³、その他はmg/ℓ]

項目	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量		フェノール 類含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量※	溶解性 鉄含有量	溶解性 マンガン 含有量	加鉛含有量	大腸菌 群数	窒素含有量		りん含有量	
	鉱油類 含有量	動植物 油脂類 含有量								最大	日間平均	最大	日間平均
許容 限度	最大 5	最大 30	最大 5	最大 3	最大 2	最大 10	最大 10	最大 2	最大 3,000	最大 120	日間平均 60	最大 16	日間平均 8

※亜鉛含有量の基準値について

- ・排水基準を定める省令等の一部を改訂する省令（平成18年11月10日公布）が平成18年12月10日から施行されたことに伴い、従来の5mg/ℓから2mg/ℓに変更された。
- ・なお、金属鉱業など10業種に属する特定事業場については、施行後5年間は暫定排水基準（5mg/ℓ）が設定される。

資料 3 - 18 総量規制基準の算出に用いる C 値

平成 19 年 6 月 22 日告示

計 化学的酸素要求量

[COD に係る総量規制基準の算定方法]

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

または

$$L_c = (C_{CO} \cdot Q_{CO} + C_{CI} \cdot Q_{CI} + C_{CJ} \cdot Q_{CJ}) \times 10^{-3}$$

L_c : 総量規制基準 = COD の許容排出負荷量 (kg / 日)

C_c (C_{CO})、 C_{CI} 、 C_{CJ} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の COD の値 (mg / 振)

Q_c (Q_{CO}): 昭和 55 年 6 月 30 日より前に発生していた工程排水の量 (m³ / 日)

Q_{CI} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までに新・増設により増加した工程排水の量 (m³ / 日)

Q_{CJ} : 平成 3 年 7 月 1 日以降 (一部の業種については平成 8 年 9 月 1 日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 (m³ / 日)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1 リットル につきミリグラム			備 考
		(1) C_{CO}	(2) C_{CI}	(3) C_{CJ}	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量) を除く特定排水の量 (以下「平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量」という。) にあっては、化学的酸素要求量 (3) の欄の値は、30 とする。
7	畜産食品製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	

15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
40	そう (惣) 菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	30	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業 (副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)	80	80	70	で整毛工程に係るもの
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	

58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するもの にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	

79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	(1) 日平均排水量 30,000立方メートル以上のもの (2) 日平均排水量 30,000立方メートル未満のもの
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 日平均排水量 30,000立方メートル以上のもの (2) 日平均排水量 30,000立方メートル未満のもの

89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するもの にあっては、化学的酸素要求 量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製 造業(整理番号76の項から前項までに掲 げるものを除く。)	30	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷する ものを含む。)	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを 除く。)	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものに あっては、化学的酸素要求量 の欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、60、60、50とす る。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げ るものを除く。)	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸 化鉄(顔料を除く。)製造 工程にあっては、化学的酸 素要求量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、70、 70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄 の洗浄工程を有する硫酸製 造工程にあっては、化学的 酸素要求量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中 間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあっては、化 学的酸素要求量の欄の値は、

					それぞれ同欄の順序に従い、 210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いた アセトン又はアセトアルデ ヒドの製造工程にあっては、 化学的酸素要求量の欄の値 は、それぞれ同欄の順序に 従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造 工程にあっては、化学的酸 素要求量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間 物・合成染料・有機顔料製造工程に係る もの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物 の製造工程にあっては、化学 的酸素要求量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチッ ク製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又 はアクリロニトリル・ブタジ エン・スチレン共重合樹脂の 製造工程にあっては、化学的 酸素要求量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、70、 70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製 造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴ ム製造工程にあっては、化 学的酸素要求量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 50、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工 程にあっては、化学的酸素 要求量の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、130、 130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工 業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染料・有機顔料製 造工程、プラスチック製造工程及び合成 ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程に あっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、270、260、 260とする。 (2) 有機農業原体製造工程に あっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、180、180、 160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを除 く。)	60	40	40	

115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラル製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。

122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	

143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するもの にあつては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、30、30、30と する。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものに あつては、化学的酸素要求量 の欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、40、40、40とす る。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄 工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを 除く。）	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製 造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げ るものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるも のを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	

172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものに あつては、化学的酸素要求量 の欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、40、30、30とす る。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるも のを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含 む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。） によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び183の 項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び183の 項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項 から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197 の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項まで に掲げるものを除く。）	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学級給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものについては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のものについては、化学的酸素要求量計の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものについては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの				
	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	

	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10	
	(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの)	30	30	30	
	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	50	50	40	
	(7) (1) から (6) までに分類されないもの	10	10	10	

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

または

$$L_n = (C_{n0} \cdot Q_{n0} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

L_n : 総量規制基準 = 窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

C_n (C_{n0})、 C_{ni} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/賑)

Q_n (Q_{n0}): 平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Q_{ni} : 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位: 1リットルにつきミリグラム)		備考
		(1) C_{n0}	(2) C_{ni}	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	肉製品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	

14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味噌製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	めん類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	

51	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	錦織物捺染工程にあっては、窒素含有量（1）の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	

78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	

93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	

124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめし革製造業	20	10	

155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	

199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有量(1)の欄の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	

209	下水道業	25	15	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場(学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。)	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	25	15	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	40	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。

223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの			
	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	20	10	
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
	(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの)	30	20	
	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	40	20	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

(3) リン含有量

[リンに係る総量規制基準の算定方法]

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

または

$$L_p = (C_{p0} \cdot Q_{p0} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

L_p : 総量規制基準 = リンの許容排出負荷量 (kg / 日)

C_p (C_{p0})、 C_{pi} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のリン含有量の値 (mg / 産)

Q_p (Q_{p0}): 平成 14 年 9 月 30 日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³ / 日)

Q_{pi} : 平成 14 年 10 月 1 日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³ / 日)

整理番号	業種その他の区分	リン含有量 (単位 1 リットル につきミリグラム)		備考
		(1) C_{p0}	(2) C_{pi}	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業 (前 2 項に掲げるものを除く。)	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	

23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう (惣) 菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業 (副蚕糸精錬業を含む。)	2	1	
55	繊維工業 (整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	2	1	

59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次頁に掲げるものを除く。）	2	1	

80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。

116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コーラル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、りん含有量（1）の欄の値は、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	

143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	1	
172	うわ薬製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	

178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）に限る。）	2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量計の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント回路製造業	2	1	

205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。）	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	

221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、りん含有量(1)の欄の値は、2とする。
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	2	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの			
	(1) 金属鉱業に係るもの	1	1	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	5	1	
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	1	1	
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	1	1	
	(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	5	2	
	(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	5	2	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	1	1	

資料 3-19 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

計測方法・頻度	適用条件 (事業場規模等)	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)
				日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満	
汚染状態の計測方法 (化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値) (mg/l)	(1) 水質自動計測法 換算式	○	○	-	-	○
	(2) コンポジット サンプラー及び 指定計測法 (JIS)	(1)によることが 技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	-	-	(1)によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 1日3回以上 試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	-	-	都道府県知事が定める場合可能
	(4) 水質簡易測定法 換算式 1日3回以上 試料採取	同上	○	-	-	同上
排水量 (m/日)	(1) 流量計・流速計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	-	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日		200~400m ³ /日・1回/7日 100~200m ³ /日・1回/14日 50~100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)			
	知事が定める場合		緩和可能			

資料3-20 県条例による上乗せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/ℓ)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期	
			日間平均	最大	日間平均	最大		
既設	県全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	15	20			
			通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30			
		食品製造業に係るもの	畜産食品製造業 (食鳥処理加工業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70	51. 1. 1	
				飲料製造業 (清酒製造業及び蒸留酒製造業を除く。)に係るもの	50	70		
			農産保存食品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70		
				通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130		
		その他	併当製造業に係るもの	60	80	元.10. 1		
			その他のもの	100	130	51. 1. 1		
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 7. 1		
			通常排水量1万m ³ 未満/日	100	130			
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。)に係るもの		70	100	57. 7.16		
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量23万m ³ 以上/日	70	100	51. 7. 1
				通常排水量20万m ³ 以上23万m ³ 未満/日	80	110		
				通常排水量20万m ³ 未満/日	90	120		
クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量11万5千m ³ 以上/日			70	100			
	通常排水量10万m ³ 以上11万5千m ³ 未満/日			80	110			
通常排水量10万m ³ 未満/日	90		120	51. 1. 1				
その他のもの	50		70					
紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物鞣皮繊維を原料とするもの		通常排水量1万m ³ 以上/日	65	90	52. 4. 1		
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100			
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	90	120			
		通常排水量2千m ³ 未満/日	100	130				

既設	県全域	パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	40	55	52. 4. 1
				通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	50	70		
				通常排水量3千m ³ 未満/日	55	75		
			その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	40	55	52. 4. 1	
			その他のもの	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	60	80		
				通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	65	90		
		通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		70	100			
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	80	110	90			
		通常排水量3千m ³ 未満/日	90	120				
		その他のもの		50	70			
		化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	51. 7. 1
					通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35	
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	
					通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70	
				発酵工業製品製造業に係るもの		50	70	
その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上/日			10	15			
通常排水量15万m ³ 未満/日	15		20	51. 7. 1				
化学繊維製造業 (レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。)に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日		20		30			
	通常排水量10万m ³ 未満/日		30	40				
その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日		10	15	51. 1. 1			
	通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30					
石油精製業に係るもの		10	15	51. 1. 1				
弁当仕出屋		60	80	元.10. 1				
飲食店		60	80					
サービス業に係るもの	し尿処理施設 (みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。)を設置するもの		30	40	51. 7. 1			
		洗たく業に係るもの	100	130				
	その他のもの	その他のもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	57. 7.16		
			通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35			

既設	県下全域	サービス業に係るもの	その他のもの	その他のもの	通常排水量1千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70	57. 7.16
					通常排水量1千m ³ 未満/日	100	130	
		酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの				20	30	51. 1. 1
		共 同 調 理 場				40	60	元.10. 1
既設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの				30	40	51. 7. 1
		下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			20	30	51. 1. 1
			高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			50	70	
新設	県下全域	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1
					通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30	
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの				25	35	49. 7.19
		下水道終末処理施設を設置するもの				20	30	
		その他のもの	通常排水量2千m ³ 以上/日			10	15	
			通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日			15	20	
		通常排水量1千m ³ 未満/日			20	30		

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水水（単位：mg/ℓ）

区分	区域	業種	基準		許容限度	基準適用期
			日間平均	最大		
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽		60	80	6. 4. 1
新設		処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽		25	35	3. 7.16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質質量(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、銅含有量（単位：mg/ℓ）

区域	業種	基準	項目	許容限度		基準適用期		
				日間平均	最大			
新居浜海域	全業種		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有)	3.0		47. 1.16		
四国中央水域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24	
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70		
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50		
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	48. 6.24	
	食料品製造業に係るもの		通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	50	60	47. 1.20	
			通常排水量5千m ³ 未満/日	SS	70	90		
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有)		10	48. 6.24	
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	—		
銅山川水域	鉱山に係るもの		銅含有量	2.0		48. 6.24		
四国中央水域を除く全公共用水域	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物鞣皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	52. 4. 1	
				通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65		90
				通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70		100
		未使用パルプを原料とするもの	通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105		
			通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55		
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70		
	その他のもの	通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75	51. 3.23		
		通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	45			
		通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75			
		通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	SS	60	80			
		通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90			
通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100					
通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105					

※ 1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料 3 - 21 市町別の特定事業場数

(平成 19 年 3 月末現在)

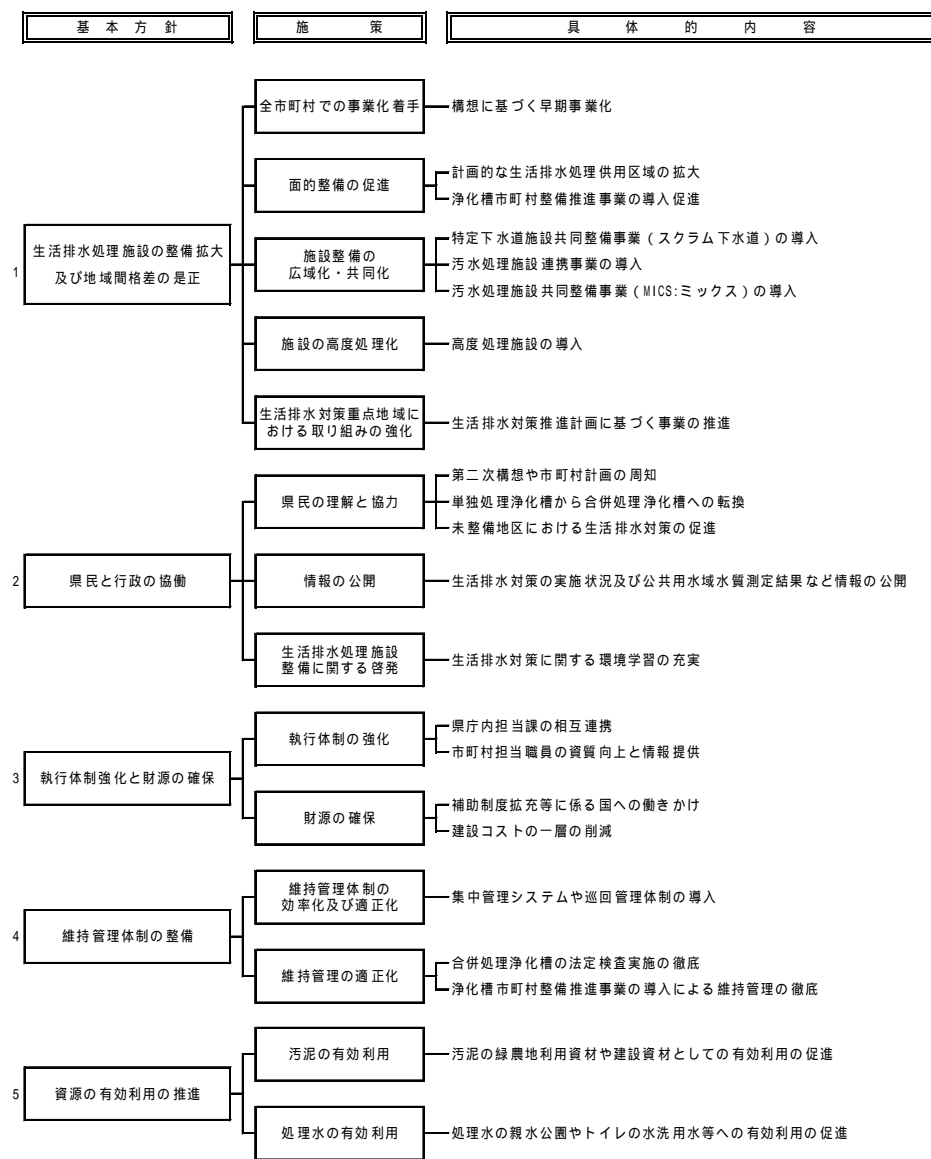
法令 区分 市町名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
	四国中央市	12	275	61		
新居浜市	15	229	20	0	8	272
西条市	16	351	34	3	11	415
今治市	45	378	31	1	15	470
上島町	7	42	0	0	4	53
松山市	50	820	82	3	8	963
東温市	7	87	12	1	2	109
久万高原町	8	100	0	0	5	113
伊予市	7	80	9	0	5	101
松前町	8	64	7	0	2	81
砥部町	15	52	10	1	1	79
内子町	1	135	7	0	5	148
大洲市	12	342	16	1	5	376
八幡浜市	7	115	7	0	2	131
伊方町	5	152	1	0	1	159
西予市	14	507	6	0	10	537
宇和島市	10	554	11	4	5	584
松野町	1	16	0	0	0	17
鬼北町	6	69	0	0	3	78
愛南町	10	91	0	1	4	106
計	256	4459	314	16	108	5153

備考：排水量は、平均水量である。

資料 3 - 22 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場、事業場の種類	規制地域等
濃度規制	水質汚濁防止法	一律基準	有害物質 (27 項目) <small>(地下浸透有害物質 (27 項目))</small>	すべての特定事業場 <small>(有害物質使用特定事業場)</small>	県下全域 (県下全域)
			一般項目 (12 項目)	排水量 50m ³ /日 以上の特定事業場	"
			窒素・燐	"	瀬戸内海区域
			燐	"	高知県大渡ダムに流入 する区域
	愛媛県公害防止 条例	上 乗 せ 排水基準	COD	"	県下全域
			SS	"	県下全域の製紙工場等
			油分 (鉱油類)	"	新居浜海域に流入する 区域
			油分 (動植物油脂)	"	四国中央水域に流入 する区域 (畜産を除く。)
			銅	鉱山	銅山川流域
			BOD	し尿処理施設 (排水量 50m ³ /日 未満も含む。)	四国中央水域に流入 する区域
			有害物質 (8 項目)	すべての特定事業場 (排水施設)	県下全域
			一般項目 (15 項目) 特殊項目	"	"
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD・窒素・燐	排水量 50m ³ /日以上 の指定地域内事業場	瀬戸内海区域

資料 3 - 23 第二次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系



資料 3 - 24 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 14 年度末)	平成 18 年度末 実績	中間目標年度 (平成 19 年度末)	目標年度 (平成 24 年度末)
行政人口 (千人)	1,502	1,480	1,522	1,520
下水道 (千人)	573 (37.3%)	644 (43.5%)	705 (46.2%)	805 (53.0%)
農業集落排水施設 (千人)	29 (1.9%)	35 (2.4%)	44 (2.9%)	66 (4.4%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	4 (0.3%)	4 (0.3%)	6 (0.4%)	8 (0.5%)
簡易排水施設 (千人)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)
小規模排水施設 (千人)			0.03 (0.002%)	0.07 (0.004%)
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	7 (0.5%)	5 (0.4%)	5 (0.3%)
合併処理浄化槽 (千人)	192 (12.8%)	245 (16.5%)	239 (15.7%)	282 (18.5%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	935 (63.2%)	999 (65.6%)	1,166 (76.7%)

()内の%は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合